

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2026年2月19日

【発行者名】 HSBC グローバル・インベストメント・ファンド
(HSBC Global Investment Funds)

【代表者の役職氏名】 取締役 アンソニー・ジェフズ (Anthony Jeffs)
取締役 ベンジャミン・ラム (Benjamin Lam)

【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国、ホヴァルト L-2370、
ペテルネルシェン通り4番地
(4, rue Peternelchen, L-2370 Howald, Grand Duchy of
Luxembourg)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 小野 雄 作
弁護士 谷田部 耕 介

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区霞が関3 - 2 - 5 霞が関ビルディング5階
小野・谷田部グローバル法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 小野 雄 作
弁護士 谷田部 耕 介

【連絡場所】 東京都千代田区霞が関3 - 2 - 5 霞が関ビルディング5階
小野・谷田部グローバル法律事務所

【電話番号】 03(6550)8300

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

1【提出理由】

HSBCグローバル・インベストメント・ファンド(以下「ファンド」といいます。)の各サブ・ファンドについて、特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第29条第2項第三号に該当する変更がありましたので、本臨時報告書を提出するものです。

2【報告内容】

(注1)本書中、各サブ・ファンドの名称は、原則として、それぞれの短縮名が使用されています。各サブ・ファンドの正式名称は「HSBC グローバル・インベストメント・ファンド」と各サブ・ファンドの短縮名で構成されています。

(注2)本書中、「SFDR」とは、金融セクターのサステナビリティ関連開示に関する2019年11月27日付欧州議会および欧州委員会規則(EU)2019/2088(爾後の改正、追補、併合、置き換え、その他の改訂を含む)をいいます。SFDRに従って、各サブ・ファンドは、第6条ファンド、第8条ファンドまたは第9条ファンドのいずれかに分類されています。

A. グローバル・エクイティ・クライメイト・チェンジ(SFDR第8条 - 株式サブ・ファンド)(以下「当サブ・ファンド」といいます。)に関する変更

(イ) 変更の内容についての概要

(1) 変更の内容

当サブ・ファンドの投資目的、投資戦略および投資方針の変更

当サブ・ファンドの投資目的、投資戦略および投資方針が以下のとおり変更されました。

(以下、変更箇所は下線を付して表示しております。)

| 変更前 | 変更後 |
|-----|-----|
|-----|-----|

当サブ・ファンドは、低炭素経済への移行から恩恵を受ける可能性がある企業に投資することにより、SFDR第8条の意味におけるESG特性を促進し、長期的なトータル・リターンを提供することを目的としています。当サブ・ファンドは、当サブ・ファンドの投資対象企業に付与される炭素集約度およびESG(環境・社会・ガバナンス)スコアを加重平均してそれぞれ算定する炭素集約度およびESGスコアを、MSCI AC World(以下「参照ベンチマーク」といいます。)の構成銘柄の加重平均より低い炭素集約度および高いESGスコアとすることにより投資目的の達成を目指します。

当サブ・ファンドは、通常の市況において、OECD加盟国等の先進国市場と新興国市場の両方を含むいずれかの国に本店もしくは本拠を置き、かかる国において事業活動を行い、またはかかる国の規制市場に上場している企業で、気候変動対応の移行テーマ(以下「気候変動テーマ」といいます。)に対する収益エクスポージャーを有する企業の株式および株式同等証券に純資産の80%以上を投資します。当サブ・ファンドは、適格なクローズド・エンド型の不動産投資信託(REITs)にも投資することができます。

気候変動テーマには、再生可能エネルギー、エネルギー効率、クリーン運輸およびグリーンビルディングが含まれますが、それらに限定されません。気候変動テーマは、国際資本市場協会のグリーンボンド原則および気候債券イニシアチブの気候債券タクソノミーの適格事業を参照してHSBCが独自に決定するものですが、継続的に行われる調査により新テーマが特定される場合には、将来変更される可能性があります。投資顧問会社は、気候変動テーマに対する収益エクスポージャーが最低閾値に達している適切な企業を特定するために投資顧問会社独自の調査に依拠することができます。最低収益エクスポージャーの閾値は、具体的な気候変動テーマにより異なりますが、当該企業の収益全体の10%以上とします。

当サブ・ファンドのポートフォリオに含めることを検討する企業は、HSBCアセット・マネジメントの責任投資方針に従って「除外事業」(随時、変更されることがあります。)に従事していないことを条件とします。詳細は、後記「3.投資リスク、(ロ)サステナビリティ・リスクの投資決定への統合およびSFDR原則 - HSBCアセット・マネジメントの責任投資方針」に記載されています。加えて、EUの委員会委任規則CDR(EU)2020/1818の第12(1)条(a)~(g)に記載する事業に関与する企業は、投資候補銘柄として検討しないものとします。

適格投資候補銘柄ユニバースの選定後、投資顧問会社は、当サブ・ファンドの投資対象企業に付与される炭素集約度およびESGスコアを加重平均してそれぞれ算定する炭素集約度およびESGスコアが、参照ベンチマークの構成銘柄の加重平均より低い炭素集約度および高いESGスコアとなるように、ポートフォリオを構築することを目指します。

気候変動テーマ、除外事業、デュー・デリジェンス強化の必要性は、「HSBC独自のESGマテリアリティ(重要課題)フレームワーク」ならびに格付、ファンダメンタルズ定性調査および企業エンゲージメントを(非排他的に)用いることにより特定され、分析されます。企業のESGスコアおよ

当サブ・ファンドは、「気候変動ソリューション」(以下に定義します。)に積極的に取り組んでいる企業への投資を通じて、長期的なトータル・リターンの提供を目指します。かかる企業に投資することにより、当サブ・ファンドは、SFDR第8条の意味におけるESG特性を積極的に促進します。

投資プロセスの第一段階は、HSBCアセット・マネジメントの責任投資方針に基づく除外事業および欧州委員会委任規則(EU)2020/1818第12(1)条(a)~(g)項で定義されるパリ協定適合ベンチマークに関連する追加除外事業(詳細は以下を参照)に従って、当サブ・ファンドの投資可能銘柄群を決定することです。投資プロセスの第二段階として、投資顧問会社は、気候変動ソリューションおよび長期的な成長に貢献する適格企業のポートフォリオを構築することを目指します。当サブ・ファンドは、通常の市況において、気候変動の緩和および適応(以下「気候変動ソリューション」といいます。)に貢献する事業活動を行っている企業の株式および株式同等証券に純資産の80%以上を投資します。当該企業には、いずれかの国(先進国市場と新興国市場の両方を含みます。)に本店もしくは本拠を置き、かかる国において事業活動を行い、またはかかる国の規制市場に証券を上場している企業が含まれます。

気候変動ソリューションは、化石燃料への依存度が高い経済モデル(石油・ガス・石炭)からより持続可能な経済(低炭素経済)へ転換する企業の脱炭素化を直接・間接に支援する必要不可欠の製品またはサービスです。これらの製品またはサービスは、再生可能エネルギー、エネルギー効率、クリーン運輸およびグリーンビルディングなど(ただし、これらに限定されません。)の気候変動ソリューション・エコセクターに分類されず(以下「気候変動ソリューション・エコセクター」といいます)。何が気候ソリューション・エコセクターに該当するかについての評価は、気候変動対応を求める国際的機関投資家団体Institutional Investors Group on Climate Change(IIGCC)などの業界団体の意見を参考にしつつ、HSBCが独自に決定しますが、継続的に行われる調査により新基準が特定される場合には、将来変更される可能性があります。投資顧問会社は、自らの調査により、気候変動ソリューションからの収益が全体の20%以上を占める企業を適切な企業として特定します。

投資顧問会社は、()MSCI AC World Index(以下「参照ベンチマーク」といいます。)の構成銘柄より高いESGスコアと、()参照ベンチマークと比較してより低いカーボン・インテンシティ(炭素排出強度)を有するポートフォリオを構築することを目指します。ポートフォリオおよび参照ベンチマークのESGスコアとカーボン・インテンシティは、投資先企業に付与されるESGスコアを加重平均して、または参照ベンチマークの構成銘柄を加重平均して計算されます。

当サブ・ファンドは、投資先企業の環境(Environment)・社会(Society)に関する評価要因およびコーポレートガバナンス体制を評価・特定・分析し、これらを投資判断に不可欠な要素として位置づけます。

当サブ・ファンドのポートフォリオに含めることを検討する企業は、HSBCアセット・マネジメン

び/または格付または除外事業に対する関与を評価するに当たって、投資顧問会社は、金融/非金融のデータプロバイダーによって提供される専門性、調査および情報に依拠する場合があります。

トの責任投資方針に従って「除外事業」（随時、変更される可能性があります。）に従事していないことを条件とします。

・**禁止兵器** - 当サブ・ファンドは、一部の国際条約によって禁止されている兵器の開発、製造、使用、保全、販売、流通、輸出入、保管または輸送に関与していることが確認された、または関与していることが強く示唆されているとHSBCが判断した企業を除外します。

HSBCが当該関与の可能性を特定した場合、当サブ・ファンドのポートフォリオから当該企業を除外すべきか否かを判断するため、当該企業のESGデューデリ調査を行う場合があります。

禁止兵器には、対人地雷、生物兵器、失明を引き起こすレーザー兵器、化学兵器、クラスター爆弾および検出不可能な破片による人体殺傷兵器が含まれます。

・**問題兵器** - 当サブ・ファンドは、問題兵器またはその主要な構成品の製造に直接関与しているとHSBCが判断した企業には投資しません。問題兵器には、劣化ウラン弾、劣化ウラン装甲、焼夷兵器、核兵器および白リン兵器が含まれます。

HSBCが当該関与の可能性を特定した場合、当サブ・ファンドのポートフォリオから当該企業を除外すべきか否かを判断するため、当該企業のESGデューデリ調査を行う場合があります。

HSBCは、関与の程度が重要でない企業に対しては、引き続き投資を行う可能性があります。HSBCは、問題兵器またはその主要な構成品の製造によって得られる収益が5%未満である企業を「関与の程度が重要でない」企業と定義しています。

・**発電用石炭1（拡大事業者）** - HSBCがサーマルコール（一般炭、発電用に使用される石炭）の生産の拡大に関与しているとHSBCが判断した企業による新規株式公開（IPO）または債券の発行による資金調達には参加しません。

・**発電用石炭2（収益基準）** - サーマルコールによる発電または採掘によって得られる収益が10%を超えるとHSBCが判断し、かつ信頼に足る移行計画を有していないとHSBCが考える企業には投資しません。

・**北極圏の石油・天然ガス** - 当サブ・ファンドは、北極圏の石油および天然ガスの採掘から得る収益が10%を超えるとHSBCが判断し、かつ信頼に足る移行計画を有しないとHSBCが考える企業には投資しません。

・**オイルサンド（油砂）** - 当サブ・ファンドは、オイルサンドの採掘からの収益が10%を超えるとHSBCが判断し、かつ信頼に足る移行計画を有しないとHSBCが考える企業には投資しません。

・**シェールオイル** - 当サブ・ファンドは、シェールオイルの採掘からの収益が35%を超えるとHSBCが判断し、かつ信頼に足る移行計画を有しないとHSBCが考える企業には投資しません。

・**タバコ** - 当サブ・ファンドは、タバコの生産に直接関与しているとHSBCが判断した企行には投資しません。

・**UNGC** - 当サブ・ファンドは、国連グローバル・コンパクト（UNGC）原則を遵守していないとHSBCが判断した企業には投資しません。UNGC原則に違反している可能性が特定された場合、当該企業を当サブ・ファンドのポートフォリオに含めることの適切性を判断するために、当該企業について独自のESGデューデリ調査を行う場合があります。

さらに、投資対象企業は、欧州委員会委任規則(EU)2020/1818第12(1)条(a)～(g)項で定義されるパリ協定適合ベンチマークに関連する除外事業にも従事していないことを条件とします。

・**問題兵器** - 当サブ・ファンドは、対人地雷、クラスター爆弾、化学兵器および生物兵器等の問題兵器に関する事業に関与している企業には投資しません。

・**タバコ** - 当サブ・ファンドは、タバコの栽培および生産に関与している企業には投資しません。

・**UNGCおよびOECD** - 当サブ・ファンドは、国連グローバル・コンパクト(UNGC)原則または経済協力開発機構(OECD)の多国籍企業ガイドラインに違反している企業には投資しません。

・**硬質石炭および褐炭** - 当サブ・ファンドは、硬質石炭および褐炭の探査、採掘、流通または精製から1%以上の収益を得ている企業には投資しません。

・**石油燃料** - 当サブ・ファンドは、石油燃料の探査、採掘、流通または精製から10%以上の収益を得ている企業には投資しません。

・**気体燃料** - 当サブ・ファンドは、気体燃料の探査、抽出、生産または流通から50%以上の収益を得ている企業には投資しません。

・**発電** - 当サブ・ファンドは、温室効果ガス排出強度が100g CO₂e/kWh(グラム・二酸化炭素換算/キロワット時)を超える発電事業から50%以上の収益を得ている企業には投資しません。

気候変動ソリューション、気候変動ソリューション・エコセクター、環境・社会に関する評価要因、コーポレートガバナンス体制、カーボン・インテンシティの低さ、除外事業およびESGデューデリ調査の必要性は、HSBC独自のESGマテリアリティ(重要課題)フレームワークおよびスコア、ファンダメンタルズ定性調査ならびに企業エンゲージメントを(非排他的に)用いることにより評価・特定・分析されます。投資顧問会社は、企業のテーマの適切さ、カーボン・インテンシティまたは除外事業への関与を評価する際、金融/非金融のデータプロバイダーによって提供される専門性、調査および情報に依拠する場合があります。

中国株への投資は、中華人民共和国(以下「中国」といいます。)の証券取引所に上場されている中国A株および中国B株(および投資可能なその他の有価証券)を含みますが、これらに限定されません。当サブ・ファンドは、適用ある割当制限に従い、上海-香港ストック・コネクトおよび/または深セン-香港ストック・コネクトを通じて中国A株に直接投資することができます。さらに、当サブ・ファンドは、中国A株にリンクする参加ノート等(これに限定されません。)の中国A株アクセス商品(以下「CAAP」といいます。)を通じて間接的に中国A株に投資することができます。

当サブ・ファンドは、上海-香港ストック・コネクトおよび/または深セン-香港ストック・コネクトを通じて中国A株に純資産の10%を上限として、およびCAAPに純資産の10%を上限として、投資することができます。当サブ・ファンドの中国A株(上海-香港ストック・コネクト、深セン-香港ストック・コネクトまたはCAAPを通じて)および中国B株に対する最大エクスポージャーは、純資産の20%です。当サブ・ファンドは、CAAPの

中国株への投資は、中華人民共和国(以下「中国」といいます。)の証券取引所に上場されている中国A株および中国B株(および投資可能なその他の有価証券)を含みますが、これらに限定されません。当サブ・ファンドは、適用ある割当制限に従い、上海-香港ストック・コネクトおよび/または深セン-香港ストック・コネクトを通じて中国A株に直接投資することができます。さらに、当サブ・ファンドは、中国A株にリンクする参加ノート等(これに限定されません。)の中国A株アクセス商品(以下「CAAP」といいます。)を通じて間接的に中国A株に投資することができます。

当サブ・ファンドは、上海-香港ストック・コネクトおよび/または深セン-香港ストック・コネクトを通じて中国A株に純資産の10%を上限として、およびCAAPに純資産の10%を上限として、投資することができます。当サブ・ファンドの中国A株(上海-香港ストック・コネクト、深セン-香港ストック・コネクトまたはCAAPを通じて)および中国B株に対する最大エクスポージャーは、純資産の20%です。当サブ・ファンドは、CAAPの単一の発行者により発行されたCAAPに純資産の10%を超えて投資することはありません。

当サブ・ファンドは、通常、時価総額についての制限なしに、さまざまな時価総額にわたって投資を行います。

当サブ・ファンドは、純資産の10%を超えてREITsに投資しません。

当サブ・ファンドは、純資産の10%を限度として、UCITSおよび/またはその他の適格UCI (HSBCグローバル・インベストメント・ファンドの他のサブ・ファンドを含む。)の受益証券もしくは株式に投資することができます。

また当サブ・ファンドは、財務目的で、銀行預金、短期金融市場商品またはマネー・マーケット・ファンドに投資することができます。

当サブ・ファンドは、ヘッジ目的およびキャッシュ・フロー管理目的(例えば、エクイティゼイション)で、金融デリバティブ商品を利用する場合があります。また当サブ・ファンドは、投資目的で金融デリバティブ商品を利用することができますが、これを大規模に利用することはしません。当サブ・ファンドが利用を認められている金融デリバティブ商品には、先物取引および為替先渡取引(ノンデリバラブル・フォワードを含む。)が含まれますが、これらに限定されません。金融デリバティブ商品は、当サブ・ファンドが投資する他の商品に組み込まれている場合もあります。金融デリバティブ商品は、効率的なポートフォリオ運用の目的で利用する場合もあります。

当サブ・ファンドは、純資産の29%を限度として証券貸付取引を行うことができますが、これは25%を超えることはないと思われま。

当サブ・ファンドは、アクティブ運用であり、ベンチマークに追随しません。参照ベンチマークは、当サブ・ファンドと市場の比較目的で使用します。

投資顧問会社は、アクティブ投資運用戦略と特定の投資機会に基づき、参照ベンチマークに含まれない銘柄の証券に投資する裁量権を行使します。参照ベンチマークの構成銘柄が当サブ・ファンドの投資のかなりの割合を占めることが予想されますが、各銘柄の比重は参照ベンチマークとは大きく乖離する可能性があります。

単一の発行者により発行されたCAAPに純資産の10%を超えて投資することはありません。

当サブ・ファンドは、通常、時価総額についての制限なしに、さまざまな時価総額にわたって投資を行います。

当サブ・ファンドは、純資産の10%を超えて適格なクローズド・エンド型の不動産投資信託(REITs)に投資しません。

当サブ・ファンドは、純資産の10%を限度として、UCITSおよび/またはその他の適格UCI (HSBCグローバル・インベストメント・ファンドの他のサブ・ファンドを含む。)の受益証券もしくは株式に投資することができます。

また当サブ・ファンドは、財務目的で、銀行預金、短期金融市場商品またはマネー・マーケット・ファンドに投資することができます。

当サブ・ファンドは、ヘッジ目的およびキャッシュ・フロー管理目的(例えば、エクイティゼイション)で、金融デリバティブ商品を利用する場合があります。また当サブ・ファンドは、投資目的で金融デリバティブ商品を利用することができますが、これを大規模に利用することはしません。当サブ・ファンドが利用を認められている金融デリバティブ商品には、先物取引および為替先渡取引(ノンデリバラブル・フォワードを含む。)が含まれますが、これらに限定されません。金融デリバティブ商品は、当サブ・ファンドが投資する他の商品に組み込まれている場合もあります。金融デリバティブ商品は、効率的なポートフォリオ運用の目的で利用する場合もあります。

当サブ・ファンドは、純資産の29%を限度として証券貸付取引を行うことができますが、これは25%を超えることはないと思われま。

当サブ・ファンドは、アクティブ運用であり、ベンチマークに追随しません。参照ベンチマークは、当サブ・ファンドと市場の比較目的で使用します。

投資顧問会社は、アクティブ投資運用戦略と特定の投資機会に基づき、参照ベンチマークに含まれない銘柄の証券に投資する裁量権を行使します。参照ベンチマークの構成銘柄が当サブ・ファンドの投資のかなりの割合を占めることが予想されますが、各銘柄の比重は参照ベンチマークとは大きく乖離する可能性があります。

名称の変更

当サブ・ファンドの名称が、以下のとおり変更されました。

| 変更前 | 変更後 |
|---|--|
| HSBCグローバル・インベストメント・ファンド - グローバル・エクイティ・クライメイト・チェンジ (HSBC Global Investment Fund - Global Equity Climate Change) | HSBCグローバル・インベストメント・ファンド - グローバル・エクイティ・クライメイト・ソリューションズ (HSBC Global Investment Fund - Global Equity Climate Solutions) |

(2) 変更の理由

グローバル・エクイティ・クライメイト・チェンジに関する投資目的、投資戦略および投資方針の変更は、当サブ・ファンドが「クライメイト・ソリューションズ」(上記「(1)変更の内容、投資目的、投資戦略および投資方針の変更」の「変更後」中に定義されます。)に積極的

に取り組む企業への投資を目指すことを反映し、記載を明確化するために行われたものです。これに合わせて、当サブ・ファンドの名称も変更されました。

本変更は、専ら記載の明確化の目的で行われたものであり、当サブ・ファンドの運用方法または投資対象を変更するものではありません。また、当サブ・ファンドのリスク特性全般、当サブ・ファンドに関する報酬および費用に変更はありません。本変更の結果、投資組入銘柄の入れ替えは行われません。

(口) 当該変更の年月日

2026年2月19日

B. その他のサブ・ファンドに関する変更

(イ) 変更の内容についての概要

(1) 変更の内容

その他の各サブ・ファンドの投資目的、投資戦略および投資方針の記載が以下のとおり変更されました。（以下、変更箇所は下線を付して表示しております。）

株式サブ・ファンド (SFDR第8条サブ・ファンド)

アジア・パシフィック高配当エクイティ

| 変更前 | 変更後 |
|-----|-----|
|-----|-----|

当サブ・ファンドは、SFDR第8条の意味におけるESG特性を促進しつつ、アジア太平洋地域(日本を除く。)の株式で構成されるポートフォリオに投資することにより、長期的なトータル・リターンを提供することを目的としています。

当サブ・ファンドは、MSCI AC Asia Pacific ex Japanを上回る配当利回りを提供するポートフォリオに投資することを目的としています。

当サブ・ファンドは、通常の市況において、先進国市場と新興国市場の両方を含むアジア太平洋地域(日本を除く。)に本店もしくは本拠を置く企業、または同地域においてその事業活動の大部分を行っている企業の株式および株式同等証券に純資産の90%以上を投資します。当サブ・ファンドは、適格なクローズド・エンド型の不動産投資信託(REITs)にも投資することができます。

当サブ・ファンドは、リスクと潜在的リターンの評価に役立てるために、企業のESG認定(以下「ESG認定」という。)およびその分析を、投資意思決定プロセスの不可欠の一部として含めるものとします。

ESG認定には以下が含まれます(ただし、以下に限定されません)：

・証券を発行する企業の財務成績および評価額に重大な影響を与える可能性のある環境および社会に関する要因(気候変動や人的資本管理に係る物理的リスクが含まれますが、これらに限定されません。)

・少数投資家の利益を保護し、長期的に持続可能な価値の創造を促進するコーポレートガバナンス慣行

ESG認定は、HSBCが独自に定めるものであり、継続的に調査が行われるため、新たな基準が特定される場合には、時間の経過と共に変更される可能性があります。後述する「除外事業」にかかわらず、ある企業をサブ・ファンドの投資ユニバース(投資候補銘柄の母集団)へ含めるか否かは投資顧問会社の裁量に委ねられます。ESG認定が改善しつつある企業は、その認定がまだ限定的であってもユニバースに含まれる可能性があります。

当サブ・ファンドのポートフォリオに含めることを検討する企業は、HSBCアセット・マネジメントの責任投資方針に従って「除外事業」(随時、変更されることがあります。)に従事していないことを条件とします。詳細は、後記「3. 投資リスク、(ロ)サステナビリティ・リスクの投資決定への統合およびSFDR原則 - HSBCアセット・マネジメントの責任投資方針」に記載されています。

ESG認定、除外事業、デュー・デリジェンス強化の必要性は、「HSBC独自のESGマテリアリティ(重要課題)フレームワーク」ならびに格付、ファンダメンタルズ定性調査および企業エンゲージメントを(非排他的に)用いることにより特定され、分析されます。企業のESGスコアおよび/または格付または除外事業に対する関与を評価するに当たって、投資顧問会社は、金融/非金融のデータプロバイダーによって提供される専門性、調査および情報に依拠する場合があります。

当サブ・ファンドは、SFDR第8条の意味におけるESG特性を促進しつつ、アジア太平洋地域(日本を除く。)の株式で構成されるポートフォリオに投資することにより、長期的なトータル・リターンを提供することを目的としています。

当サブ・ファンドは、MSCI AC Asia Pacific ex Japan(以下「参照ベンチマーク」といいます。)を上回る配当利回りを提供するポートフォリオに投資することを目的としています。

当サブ・ファンドは、通常の市況において、先進国市場と新興国市場の両方を含むアジア太平洋地域(日本を除く。)に本店もしくは本拠を置く企業、または同地域においてその事業活動の大部分を行っている企業の株式および株式同等証券に純資産の90%以上を投資します。当サブ・ファンドは、適格なクローズド・エンド型の不動産投資信託(REITs)にも投資することができます。

当サブ・ファンドは、当サブ・ファンドのESGスコア(当サブ・ファンドが投資する企業に付与されるESGスコアを加重平均して計算します。)が参照ベンチマークの構成銘柄の加重平均を上回ることを目指します。

当サブ・ファンドは、参照ベンチマークと比較してより低いカーボン・インテンシティ(炭素排出強度)を達成することを目指します。

当サブ・ファンドは、投資先企業の環境(Environment)・社会(Society)に関する評価要因およびコーポレートガバナンス体制を評価・特定・分析し、これらを投資判断に不可欠な要素として位置づけます。

当サブ・ファンドのポートフォリオに含めることを検討する企業は、HSBCアセット・マネジメントの責任投資方針に従って「除外事業」(随時、変更される可能性があります。)に従事していないことを条件とします。

・**禁止兵器** - 当サブ・ファンドは、一部の国際条約によって禁止されている兵器の開発、製造、使用、保全、販売、流通、輸出入、保管または輸送に関与していることが確認された、または関与していることが強く示唆されているとHSBCが判断した企業を除外します。

HSBCが当該関与の可能性を特定した場合、当サブ・ファンドのポートフォリオから当該企業を除外すべきか否かを判断するため、当該企業のESGデューデリ調査を行う場合があります。

禁止兵器には、対地雷、生物兵器、失明を引き起こすレーザー兵器、化学兵器、クラスター爆弾および検出不可能な破片による人体殺傷兵器が含まれます。

・**問題兵器** - 当サブ・ファンドは、問題兵器またはその主要な構成品の製造に直接関与しているとHSBCが判断した企業には投資しません。問題兵器には、劣化ウラン弾、劣化ウラン装甲、焼夷兵器、核兵器および白リン兵器が含まれます。

HSBCが当該関与の可能性を特定した場合、当サブ・ファンドのポートフォリオから当該企業を除外すべきか否かを判断するため、当該企業のESGデューデリ調査を行う場合があります。

HSBCは、関与の程度が重要でない企業に対しては、引き続き投資を行う可能性があります。HSBCは、問題兵器またはその主要な構成品の製造によって得られる収益が5%未満である企業を「関与の程度が重要でない」企業と定義しています。

・**発電用石炭1（拡大事業者）** - HSBCがサーマルコール（一般炭、発電用に使用される石炭）の生産の拡大に関与しているとHSBCが判断した企業による新規株式公開（IPO）または債券の発行による資金調達には参加しません。

・**発電用石炭2（収益基準）** - サーマルコールによる発電または採掘によって得られる収益が10%を超えるとHSBCが判断し、かつ信頼に足る移行計画を有していないとHSBCが考える企業には投資しません。

・**タバコ** - 当サブ・ファンドは、タバコを生産に直接関与しているとHSBCが判断した企業には投資しません。

・**UNGC** - 当サブ・ファンドは、国連グローバル・コンパクト（UNGC）原則を遵守していないとHSBCが判断した企業には投資しません。UNGC原則に違反している可能性が特定された場合、当該企業を当サブ・ファンドのポートフォリオに含めることの適切性を判断するために、当該企業について独自のESGデューデリ調査を行う場合があります。

上記の除外事業にかかわらず、ある企業を当サブ・ファンドの投資ユニバース（投資候補銘柄群）へ含めるか否かは、ESGデューデリ調査の完了後に投資顧問会社はその裁量で決定します。カーボン・インテンシティ、環境・社会に関する評価要因およびコーポレートガバナンス体制が改善している企業は投資ユニバースに含める場合があります。

環境・社会に関する評価要因、コーポレートガバナンス体制、カーボン・インテンシティの低さ、除外事業およびESGデューデリ調査の必要性は、HSBC独自のESGマテリアリティ（重要課題）フレームワークおよびスコア、ファンダメンタルズ定性調査ならびに企業エンゲージメントを（非排他的に）用いることにより評価・特定・分析されます。投資顧問会社は、企業のESGスコア、カーボン・インテンシティまたは除外事業への関与を評価する際、金融/非金融のデータプロバイダーによって提供される専門性、調査および情報に依拠する場合があります。

中国株への投資は、中華人民共和国（以下「中国」といいます。）の証券取引所に上場されている中国A株および中国B株（および投資可能なその他の有価証券）を含みますが、これらに限定されません。当サブ・ファンドは、適用ある割当制限に従い、上海-香港ストック・コネクトおよび/または深セン-香港ストック・コネクトを通じて中国A株に直接投資することができます。さらに、当サブ・ファンドは、中国A株にリンクする参加ノート等（これらに限定されません。）の中国A株アクセス商品（以下「CAAP」といいます。）を通じて間接的に中国A株に投資することができます。

当サブ・ファンドは、上海-香港ストック・コネクトおよび/または深セン-香港ストック・コネクトを通じて中国A株にその純資産の50%を上限として、およびCAAPに純資産の30%を上限として投資することができます。当サブ・ファンドの中国A株（上海-香港ストック・コネクト、深セン-香港ストック・コネクトまたはCAAPを通じて）および中国B株に対する最大エクスポージャーは、純資産の50%です。当サブ・ファンドは、CAAPの単一の発行者により発行されたCAAPに純資産の10%を超えて投資することはありません。

中国株への投資は、中華人民共和国（以下「中国」といいます。）の証券取引所に上場されている中国A株および中国B株（および投資可能なその他の有価証券）を含みますが、これらに限定されません。当サブ・ファンドは、適用ある割当制限に従い、上海-香港ストック・コネクトおよび/または深セン-香港ストック・コネクトを通じて中国A株に直接投資することができます。さらに、当サブ・ファンドは、中国A株にリンクする参加ノート等（これらに限定されません。）の中国A株アクセス商品（以下「CAAP」といいます。）を通じて間接的に中国A株に投資することができます。

当サブ・ファンドは、上海-香港ストック・コネクトおよび/または深セン-香港ストック・コネクトを通じて中国A株にその純資産の50%を上限として、およびCAAPに純資産の30%を上限として投資することができます。当サブ・ファンドの中国A株（上海-香港ストック・コネクト、深セン-香港ストック・コネクトまたはCAAPを通じて）および中国B株に対する最大エクスポージャーは、純資産の50%です。当サブ・ファンドは、

CAAPの単一の発行者により発行されたCAAPに純資産の10%を超えて投資することはありません。

当サブ・ファンドは、通常、時価総額についての制限なしに、さまざまな時価総額にわたって投資を行います。

当サブ・ファンドは、純資産の10%を限度として、UCITSおよび/またはその他の適格UCI（HSBCグローバル・インベストメント・ファンドの他のサブ・ファンドを含む。）の受益証券もしくは株式に投資することができます。

また当サブ・ファンドは、財務目的で、銀行預金、短期金融市場商品またはマネー・マーケット・ファンドに投資することができます。

当サブ・ファンドは、純資産の10%を超えてREITsに投資しません。

当サブ・ファンドは、ヘッジ目的およびキャッシュ・フロー管理目的（例えば、エクイタイゼーション）で、金融デリバティブ商品を利用する場合があります。ただし、当サブ・ファンドは、投資目的で金融デリバティブ商品を大規模に利用することはしません。当サブ・ファンドが利用を認められている金融デリバティブ商品には、先物取引および為替先渡取引（ノンデリバブル・フォワードを含む。）が含まれますが、これらに限定されません。金融デリバティブ商品は、当サブ・ファンドが投資する他の商品に組み込まれている場合もあります。金融デリバティブ商品は、効率的なポートフォリオ運用の目的で利用する場合もあります。

当サブ・ファンドは、純資産の29%を限度として証券貸付取引を行うことができますが、これは25%を超えることはないと予想されます。

当サブ・ファンドは、アクティブ運用であり、ベンチマークに追随しません。当サブ・ファンドは、参照ベンチマークであるMSCI AC Asia Pacific ex Japanを上回る運用成績を達成することを対内的または対外的目標とします。

投資顧問会社は、アクティブ投資運用戦略と特定の投資機会に基づき、参照ベンチマークに含まれない銘柄の証券に投資する裁量権を行使します。参照ベンチマークの構成銘柄が当サブ・ファンドの投資のかなりの割合を占めることが予想されますが、各銘柄の比重は参照ベンチマークとは大きく乖離する可能性があります。

ベンチマークとの乖離は、発行体レベル、業種レベルおよび国レベルでの監視を含む包括的なリスク管理の枠組みの中で監視されます。

ベンチマークに対する当サブ・ファンドのパフォーマンスの乖離は監視されますが、定められた範囲内に制限されるわけではありません。

当サブ・ファンドは、通常、時価総額についての制限なしに、さまざまな時価総額にわたって投資を行います。

当サブ・ファンドは、純資産の5%を限度として、UCITSおよび/またはその他の適格UCI（HSBCグローバル・インベストメント・ファンドの他のサブ・ファンドを含む。）の受益証券もしくは株式に投資することができます。

また当サブ・ファンドは、財務目的で、銀行預金、短期金融市場商品またはマネー・マーケット・ファンドに投資することができます。

当サブ・ファンドは、純資産の10%を超えてREITsに投資しません。

当サブ・ファンドは、ヘッジ目的およびキャッシュ・フロー管理目的（例えば、エクイタイゼーション）で、金融デリバティブ商品を利用する場合があります。ただし、当サブ・ファンドは、投資目的で金融デリバティブ商品を利用することはしません。当サブ・ファンドが利用を認められている金融デリバティブ商品には、先物取引および為替先渡取引（ノンデリバブル・フォワードを含む。）が含まれますが、これらに限定されません。金融デリバティブ商品は、当サブ・ファンドが投資する他の商品に組み込まれている場合もあります。金融デリバティブ商品は、効率的なポートフォリオ運用の目的で利用する場合もあります。

当サブ・ファンドは、純資産の29%を限度として証券貸付取引を行うことができますが、これは25%を超えることはないと予想されます。

当サブ・ファンドは、アクティブ運用であり、ベンチマークに追随しません。当サブ・ファンドは、参照ベンチマークを上回る運用成績を達成することを対内的または対外的目標とします。

投資顧問会社は、アクティブ投資運用戦略と特定の投資機会に基づき、参照ベンチマークに含まれない銘柄の証券に投資する裁量権を行使します。参照ベンチマークの構成銘柄が当サブ・ファンドの投資のかなりの割合を占めることが予想されますが、各銘柄の比重は参照ベンチマークとは大きく乖離する可能性があります。

参照ベンチマークとの乖離は、発行体レベル、業種レベルおよび国レベルでの監視を含む包括的なリスク管理の枠組みの中で監視されます。

参照ベンチマークに対する当サブ・ファンドのパフォーマンスの乖離は監視されますが、定められた範囲内に制限されるわけではありません。

中国エクイティ

| 変更前 | 変更後 |
|-----|-----|
|-----|-----|

当サブ・ファンドは、SFDR第8条の意味におけるESG特性を促進しつつ、中国の株式で構成されるポートフォリオに投資することにより、長期的な元本の成長を提供することを目的としています。

当サブ・ファンドは、通常の市況において、香港特別行政区を含む中華人民共和国（以下「中国」といいます。）に本店もしくは本拠を置く企業、または中国においてその事業活動の大部分を行っている企業の株式および株式同等証券に純資産の90%以上を投資します。当サブ・ファンドは、適格なクローズド・エンド型の不動産投資信託（REITs）にも投資することができます。

当サブ・ファンドは、リスクと潜在的リターンの評価に役立てるために、企業のESG認定（以下「ESG認定」という。）およびその分析を、投資意思決定プロセスの不可欠の一部として含めるものとします。

ESG認定には以下が含まれます（ただし、以下に限定されません）：

・証券を発行する企業の財務成績および評価額に重大な影響を与える可能性のある環境および社会に関する要因（気候変動や人的資本管理に係る物理的リスクが含まれますが、これらに限定されません。）

・少数投資家の利益を保護し、長期的に持続可能な価値の創造を促進するコーポレートガバナンス慣行

ESG認定は、HSBCが独自に定めるものであり、継続的に調査が行われるため、新たな基準が特定される場合には、時間の経過と共に変更される可能性があります。後述する「除外事業」にかかわらず、ある企業をサブ・ファンドの投資ユニバース（投資候補銘柄の母集団）へ含めるか否かは投資顧問会社の裁量に委ねられます。ESG認定が改善しつつある企業は、その認定がまだ限定的であってもユニバースに含まれる可能性があります。

当サブ・ファンドのポートフォリオに含めることを検討する企業は、HSBCアセット・マネジメントの責任投資方針に従って「除外事業」（随時、変更されることがあります。）に従事していないことを条件とします。詳細は、後記「3. 投資リスク、（ロ）サステナビリティ・リスクの投資決定への統合およびSFDR原則 - HSBCアセット・マネジメントの責任投資方針」に記載されています。

ESG認定、除外事業、デュー・デリジェンス強化の必要性は、「HSBC独自のESGマテリアリティ（重要課題）フレームワーク」ならびに格付、ファンダメンタルズ定性調査および企業エンゲージメントを（非排他的に）用いることにより特定され、分析されます。企業のESGスコアおよび/または格付または除外事業に対する関与を評価するに当たって、投資顧問会社は、金融/非金融のデータプロバイダーによって提供される専門性、調査および情報に依拠する場合があります。

当サブ・ファンドは、SFDR第8条の意味におけるESG特性を促進しつつ、中国の株式で構成されるポートフォリオに投資することにより、長期的な元本の成長を提供することを目的としています。

当サブ・ファンドは、当サブ・ファンドのESGスコア（当サブ・ファンドが投資する企業に付与されるESGスコアを加重平均して計算します。）がMSCI China 10/40（以下「参照ベンチマーク」といいます。）の構成銘柄の加重平均を上回ることを目指します。

当サブ・ファンドは、通常の市況において、香港特別行政区を含む中華人民共和国（以下「中国」といいます。）に本店もしくは本拠を置く企業、または中国においてその事業活動の大部分を行っている企業の株式および株式同等証券に純資産の90%以上を投資します。当サブ・ファンドは、適格なクローズド・エンド型の不動産投資信託（REITs）にも投資することができます。

当サブ・ファンドは、投資先企業の環境（Environment）・社会（Society）に関する評価要因およびコーポレートガバナンス体制を評価・特定・分析し、これらを投資判断に不可欠な要素として位置づけます。

当サブ・ファンドのポートフォリオに含めることを検討する企業は、HSBCアセット・マネジメントの責任投資方針に従って「除外事業」（随時、変更される可能性があります。）に従事していないことを条件とします。

・**禁止兵器** - 当サブ・ファンドは、一部の国際条約によって禁止されている兵器の開発、製造、使用、保全、販売、流通、輸出入、保管または輸送に関与していることが確認された、または関与していることが強く示唆されているとHSBCが判断した企業を除外します。

HSBCが当該関与の可能性を特定した場合、当サブ・ファンドのポートフォリオから当該企業を除外すべきか否かを判断するため、当該企業のESGデューデリ調査を行う場合があります。

禁止兵器には、対人地雷、生物兵器、失明を引き起こすレーザー兵器、化学兵器、クラスター爆弾および検出不可能な破片による人体殺傷兵器が含まれます。

・**問題兵器** - 当サブ・ファンドは、問題兵器またはその主要な構成品の製造に直接関与しているとHSBCが判断した企業には投資しません。問題兵器には、劣化ウラン弾、劣化ウラン装甲、焼夷兵器、核兵器および白リン兵器が含まれます。

HSBCが当該関与の可能性を特定した場合、当サブ・ファンドのポートフォリオから当該企業を除外すべきか否かを判断するため、当該企業のESGデューデリ調査を行う場合があります。

HSBCは、関与の程度が重要でない企業に対しては、引き続き投資を行う可能性があります。HSBCは、問題兵器またはその主要な構成品の製造によって得られる収益が5%未満である企業を「関与の程度が重要でない」企業と定義しています。

・**発電用石炭1（拡大事業者）** - HSBCがサーマルコール（一般炭、発電用に使われる石炭）の生産の拡大に関与しているとHSBCが判断した企業による新規株式公開（IPO）または債券の発行による資金調達には参加しません。

・**発電用石炭2（収益基準）** - サーマルコールによる発電または採掘によって得られる収益が10%

中国株への投資は、中華人民共和国（以下「中国」といいます。）の証券取引所に上場されている中国A株および中国B株（および投資可能なその他の有価証券）を含みますが、これらに限定されません。当サブ・ファンドは、適用ある割当制限に従い、上海-香港ストック・コネクトおよび/または深セン-香港ストック・コネクトを通じて中国A株に直接投資することができます。さらに、当サブ・ファンドは、中国A株にリンクする参加ノート等（これに限定されません。）の中国A株アクセス商品（以下「CAAP」といいます。）を通じて間接的に中国A株に投資することができます。

当サブ・ファンドは、上海-香港ストック・コネクトおよび/または深セン-香港ストック・コネクトを通じて中国A株に純資産の70%を上限として、およびCAAPに純資産の50%を上限として、投資することができます。当サブ・ファンドの中国A株（上海-香港ストック・コネクト、深セン-香港ストック・コネクトまたはCAAPを通じて）および中国B株に対する最大エクスポージャーは、その純資産の70%です。当サブ・ファンドは、CAAPの単一の発行者により発行されたCAAPに純資産の10%を超えて投資することはありません。

当サブ・ファンドは、通常、時価総額についての制限なしに、さまざまな時価総額にわたって投資を行います。

当サブ・ファンドは、純資産の10%を限度として、UCITSおよび/またはその他の適格UCI（HSBCグローバル・インベストメント・ファンドの他のサブ・ファンドを含む。）の受益証券もしくは株式

を超えるHSBCが判断し、かつ信頼に足る移行計画を有していないとHSBCが考える企業には投資しません。

・**タバコ** - 当サブ・ファンドは、タバコの生産に直接関与しているとHSBCが判断した企業には投資しません。

・**UNGC** - 当サブ・ファンドは、国連グローバル・コンパクト（UNGC）原則を遵守していないとHSBCが判断した企業には投資しません。UNGC原則に違反している可能性が特定された場合、当該企業を当サブ・ファンドのポートフォリオに含めることの適切性を判断するために、当該企業について独自のESGデューデリ調査を行う場合があります。

上記の除外事業にかかわらず、ある企業を当サブ・ファンドの投資ユニバース（投資候補銘柄群）へ含めるか否かは、ESGデューデリ調査の完了後に投資顧問会社はその裁量で決定します。環境・社会に関する評価要因およびコーポレートガバナンス体制が改善している企業は投資ユニバースに含める場合があります。

環境・社会に関する評価要因、コーポレートガバナンス体制、除外事業およびESGデューデリ調査の必要性は、HSBC独自のESGマテリアリティ（重要課題）フレームワークおよびスコア、ファンダメンタルズ定性調査ならびに企業エンゲージメントを（非排他的に）用いることにより評価・特定・分析されます。投資顧問会社は、企業のESGスコアまたは除外事業への関与を評価する際、金融/非金融のデータプロバイダーによって提供される専門性、調査および情報に依拠する場合があります。

中国株への投資は、中華人民共和国（以下「中国」といいます。）の証券取引所に上場されている中国A株および中国B株（および投資可能なその他の有価証券）を含みますが、これらに限定されません。当サブ・ファンドは、適用ある割当制限に従い、上海-香港ストック・コネクトおよび/または深セン-香港ストック・コネクトを通じて中国A株に直接投資することができます。さらに、当サブ・ファンドは、中国A株にリンクする参加ノート等（これに限定されません。）の中国A株アクセス商品（以下「CAAP」といいます。）を通じて間接的に中国A株に投資することができます。

当サブ・ファンドは、上海-香港ストック・コネクトおよび/または深セン-香港ストック・コネクトを通じて中国A株に純資産の70%を上限として、およびCAAPに純資産の50%を上限として、投資することができます。当サブ・ファンドの中国A株（上海-香港ストック・コネクト、深セン-香港ストック・コネクトまたはCAAPを通じて）および中国B株に対する最大エクスポージャーは、その純資産の70%です。当サブ・ファンドは、CAAPの単一の発行者により発行されたCAAPに純資産の10%を超えて投資することはありません。

当サブ・ファンドは、通常、時価総額についての制限なしに、さまざまな時価総額にわたって投資を行います。

当サブ・ファンドは、純資産の10%を限度として、UCITSおよび/またはその他の適格UCI（HSBCグローバル・インベストメント・ファンドの他のサブ・ファンドを含む。）の受益証券もしくは株式に投資することによりその投資目的を達成することができます。

式に投資することによりその投資目的を達成することができます。

また当サブ・ファンドは、財務目的で、銀行預金、短期金融市場商品またはマネー・マーケット・ファンドに投資することができます。当サブ・ファンドは、純資産の10%を超えてREITsに投資しません。

当サブ・ファンドは、ヘッジ目的およびキャッシュ・フロー管理目的(例えば、エクイタイゼーション)で、金融デリバティブ商品に投資することにより、その投資目的を達成することができます。ただし、当サブ・ファンドは、投資目的で金融デリバティブ商品を大規模に利用することはしません。当サブ・ファンドが利用を認められている金融デリバティブ商品には、先物取引および為替先渡取引(ノンデリバブル・フォワードを含む。)が含まれますが、これらに限定されません。金融デリバティブ商品は、当サブ・ファンドが投資する他の商品に組み込まれている場合もあります。金融デリバティブ商品は、効率的なポートフォリオ運用の目的で利用する場合もあります。

当サブ・ファンドは、純資産の29%を限度として証券貸付取引を行うことができますが、これは25%を超えることはないと予想されます。

当サブ・ファンドは、アクティブ運用であり、ベンチマークに追随しません。当サブ・ファンドは、参照ベンチマークであるMSCI China 10/40を上回る運用成績を達成することを対内的または対外的目標とします。

投資顧問会社は、アクティブ投資運用戦略と特定の投資機会に基づき、参照ベンチマークに含まれない銘柄の証券に投資する裁量権を行使します。参照ベンチマークの構成銘柄が当サブ・ファンドの投資のかなりの割合を占めることが予想されますが、各銘柄の比重は参照ベンチマークとは大きく乖離する可能性があります。

ベンチマークとの乖離は、銘柄レベルでの監視を含む包括的なリスク管理の枠組みの中で監視されます。

ベンチマークに対する当サブ・ファンドのパフォーマンスの乖離は監視されますが、定められた範囲内に制限されるわけではありません。

また当サブ・ファンドは、財務目的で、銀行預金、短期金融市場商品またはマネー・マーケット・ファンドに投資することができます。当サブ・ファンドは、純資産の10%を超えてREITsに投資しません。

当サブ・ファンドは、ヘッジ目的およびキャッシュ・フロー管理目的(例えば、エクイタイゼーション)で、金融デリバティブ商品に投資することにより、その投資目的を達成することができます。ただし、当サブ・ファンドは、投資目的で金融デリバティブ商品を大規模に利用することはしません。当サブ・ファンドが利用を認められている金融デリバティブ商品には、先物取引および為替先渡取引(ノンデリバブル・フォワードを含む。)が含まれますが、これらに限定されません。金融デリバティブ商品は、当サブ・ファンドが投資する他の商品に組み込まれている場合もあります。金融デリバティブ商品は、効率的なポートフォリオ運用の目的で利用する場合もあります。

当サブ・ファンドは、純資産の29%を限度として証券貸付取引を行うことができますが、これは25%を超えることはないと予想されます。当サブ・ファンドは、アクティブ運用であり、ベンチマークに追随しません。当サブ・ファンドは、参照ベンチマークを上回る運用成績を達成することを対内的または対外的目標とします。

投資顧問会社は、アクティブ投資運用戦略と特定の投資機会に基づき、参照ベンチマークに含まれない銘柄の証券に投資する裁量権を行使します。参照ベンチマークの構成銘柄が当サブ・ファンドの投資のかなりの割合を占めることが予想されますが、各銘柄の比重は参照ベンチマークとは大きく乖離する可能性があります。

参照ベンチマークとの乖離は、銘柄レベルでの監視を含む包括的なリスク管理の枠組みの中で監視されます。

参照ベンチマークに対する当サブ・ファンドのパフォーマンスの乖離は監視されますが、定められた範囲内に制限されるわけではありません。

グローバル・エマージング・マーケット・エクイティ

| 変更前 | 変更後 |
|-----|-----|
|-----|-----|

当サブ・ファンドは、SFDR第8条の意味におけるESG特性を促進しつつ、新興国市場の株式で構成されるポートフォリオに投資することにより、長期的なトータル・リターンを提供することを目的としています。

当サブ・ファンドは、通常の市況において、新興国市場に本店もしくは本拠を置く企業、またはかかる国においてその事業活動の大部分を行っている企業の株式および株式同等証券に純資産の90%以上を投資します。当サブ・ファンドは、適格なクローズド・エンド型の不動産投資信託（REITs）にも投資することができます。

当サブ・ファンドは、リスクと潜在的回リ率の評価に役立てるために、企業のESG認定（以下「ESG認定」という。）およびその分析を、投資意思決定プロセスの不可欠の一部として含めるものとします。

ESG認定には以下が含まれます（ただし、以下に限定されません）：

・証券を発行する企業の財務成績および評価額に重大な影響を与える可能性のある環境および社会に関する要因（気候変動や人的資本管理に係る物理的リスクが含まれますが、これらに限定されません。）

・少数投資家の利益を保護し、長期的に持続可能な価値の創造を促進するコーポレートガバナンス慣行

ESG認定は、HSBCが独自に定めるものであり、継続的に調査が行われるため、新たな基準が特定される場合には、時間の経過と共に変更される可能性があります。後述する「除外事業」にかかわらず、ある企業をサブ・ファンドの投資ユニバース（投資候補銘柄の母集団）へ含めるか否かは投資顧問会社の裁量に委ねられます。ESG認定が改善しつつある企業は、その認定がまだ限定的であってもユニバースに含まれる可能性があります。

当サブ・ファンドのポートフォリオに含めることを検討する企業は、HSBCアセット・マネジメントの責任投資方針に従って「除外事業」（随時、変更されることがあります。）に従事していないことを条件とします。詳細は、後記「3. 投資リスク、（ロ）サステナビリティ・リスクの投資決定への統合およびSFDR原則 - HSBCアセット・マネジメントの責任投資方針」に記載されています。

ESG認定、除外事業、デュー・デリジェンス強化の必要性は、「HSBC独自のESGマテリアリティ（重要課題）フレームワーク」ならびに格付、ファンダメンタルズ定性調査および企業エンゲージメントを（非排他的に）用いることにより特定され、分析されます。企業のESGスコアおよび/または格付または除外事業に対する関与を評価するに当たって、投資顧問会社は、金融/非金融のデータプロバイダーによって提供される専門性、調査および情報に依拠する場合があります。

当サブ・ファンドは、SFDR第8条の意味におけるESG特性を促進しつつ、新興国市場の株式で構成されるポートフォリオに投資することにより、長期的なトータル・リターンを提供することを目的としています。

当サブ・ファンドは、通常の市況において、新興国市場に本店もしくは本拠を置く企業、またはかかる国においてその事業活動の大部分を行っている企業の株式および株式同等証券に純資産の90%以上を投資します。当サブ・ファンドは、適格なクローズド・エンド型の不動産投資信託（REITs）にも投資することができます。

当サブ・ファンドは、当サブ・ファンドのESGスコア（当サブ・ファンドが投資する企業に付与されるESGスコアを加重平均して計算します。）がMSCI Emerging Markets（以下「参照ベンチマーク」といいます。）の構成銘柄の加重平均を上回ることを目指します。

当サブ・ファンドは、参照ベンチマークと比較してより低いカーボン・インテンシティ（炭素排出強度）を達成することを目指します。

当サブ・ファンドは、投資先企業の環境（Environment）・社会（Society）に関する評価要因およびコーポレートガバナンス体制を評価・特定・分析し、これらを投資判断に不可欠な要素として位置づけます。

当サブ・ファンドのポートフォリオに含めることを検討する企業は、HSBCアセット・マネジメントの責任投資方針に従って「除外事業」（随時、変更されることがあります。）に従事していないことを条件とします。

・**禁止兵器** - 当サブ・ファンドは、一部の国際条約によって禁止されている兵器の開発、製造、使用、保全、販売、流通、輸出入、保管または輸送に関与していることが確認された、または関与していることが強く示唆されているとHSBCが判断した企業を除外します。

HSBCが当該関与の可能性を特定した場合、当サブ・ファンドのポートフォリオから当該企業を除外すべきか否かを判断するため、当該企業のESGデューデリ調査を行う場合があります。

禁止兵器には、対人地雷、生物兵器、失明を引き起こすレーザー兵器、化学兵器、クラスター爆弾および検出不可な破片による人体殺傷兵器が含まれます。

・**問題兵器** - 当サブ・ファンドは、問題兵器またはその主要な構成品の製造に直接関与しているとHSBCが判断した企業には投資しません。問題兵器には、劣化ウラン弾、劣化ウラン装甲、焼夷兵器、核兵器および白リン兵器が含まれます。

HSBCが当該関与の可能性を特定した場合、当サブ・ファンドのポートフォリオから当該企業を除外すべきか否かを判断するため、当該企業のESGデューデリ調査を行う場合があります。

HSBCは、関与の程度が重要でない企業に対しては、引き続き投資を行う可能性があります。HSBCは、問題兵器またはその主要な構成品の製造によって得られる収益が5%未満である企業を「関与の程度が重要でない」企業と定義しています。

・**発電用石炭1（拡大事業者）** - HSBCがサーマルコール（一般炭、発電用に使われる石炭）の生産の拡大に関与しているとHSBCが判断した企業による新規株式公開（IPO）または債券の発行による資金調達には参加しません。

中国株への投資は、中華人民共和国（以下「中国」といいます。）の証券取引所に上場されている中国A株および中国B株（および投資可能なその他の有価証券）を含みますが、これらに限定されません。当サブ・ファンドは、適用ある割当制限に従い、上海-香港ストック・コネクトおよび/または深セン-香港ストック・コネクトを通じて中国A株に直接投資することができます。さらに、当サブ・ファンドは、中国A株にリンクする参加ノート等（これに限定されません。）の中国A株アクセス商品（以下「CAAP」といいます。）を通じて間接的に中国A株に投資することができます。

当サブ・ファンドは、上海-香港ストック・コネクトおよび/または深セン-香港ストック・コネクトを通じて中国A株に純資産の30%を上限として、およびCAAPに純資産の30%を上限として、投資することができます。当サブ・ファンドの中国A株（上海-香港ストック・コネクト、深セン-香港ストック・コネクトまたはCAAPを通じて）および中国B株に対する最大エクスポージャーは、純資産の40%です。当サブ・ファンドは、CAAPの単一の発行者により発行されたCAAPにその純資産の10%を超えて投資することはありません。

当サブ・ファンドは、通常、時価総額についての制限なしに、さまざまな時価総額にわたって投資を行います。

・**発電用石炭2（収益基準）** - サーマルコールによる発電または採掘によって得られる収益が10%を超えるとHSBCが判断し、かつ信頼に足る移行計画を有していないとHSBCが考える企業には投資しません。

・**タバコ** - 当サブ・ファンドは、タバコの生産に直接関与しているとHSBCが判断した企業には投資しません。

・**UNGC** - 当サブ・ファンドは、国連グローバル・コンパクト（UNGC）原則を遵守していないとHSBCが判断した企業には投資しません。UNGC原則に違反している可能性が特定された場合、当該企業を当サブ・ファンドのポートフォリオに含めることの適切性を判断するために、当該企業について独自のESGデューデリ調査を行う場合があります。

上記の除外事業にかかわらず、ある企業を当サブ・ファンドの投資ユニバース（投資候補銘柄群）へ含めるか否かは、ESGデューデリ調査の完了後に投資顧問会社はその裁量で決定します。カーボン・インテンシティ、環境・社会に関する評価要因およびコーポレートガバナンス体制が改善している企業は投資ユニバースに含める場合があります。

環境・社会に関する評価要因、コーポレートガバナンス体制、カーボン・インテンシティの低さ、除外事業およびESGデューデリ調査の必要性は、HSBC独自のESGマテリアリティ（重要課題）フレームワークおよびスコア、ファンダメンタルズ定性調査ならびに企業エンゲージメントを（非排他的に）用いることにより評価・特定・分析されます。投資顧問会社は、企業のESGスコア、カーボン・インテンシティまたは除外事業への関与を評価する際、金融/非金融のデータプロバイダーによって提供される専門性、調査および情報に依拠する場合があります。

中国株への投資は、中華人民共和国（以下「中国」といいます。）の証券取引所に上場されている中国A株および中国B株（および投資可能なその他の有価証券）を含みますが、これらに限定されません。当サブ・ファンドは、適用ある割当制限に従い、上海-香港ストック・コネクトおよび/または深セン-香港ストック・コネクトを通じて中国A株に直接投資することができます。さらに、当サブ・ファンドは、中国A株にリンクする参加ノート等（これに限定されません。）の中国A株アクセス商品（以下「CAAP」といいます。）を通じて間接的に中国A株に投資することができます。

当サブ・ファンドは、上海-香港ストック・コネクトおよび/または深セン-香港ストック・コネクトを通じて中国A株に純資産の30%を上限として、およびCAAPに純資産の30%を上限として、投資することができます。当サブ・ファンドの中国A株（上海-香港ストック・コネクト、深セン-香港ストック・コネクトまたはCAAPを通じて）および中国B株に対する最大エクスポージャーは、純資産の40%です。当サブ・ファンドは、CAAPの単一の発行者により発行されたCAAPにその純資産の10%を超えて投資することはありません。

当サブ・ファンドは、通常、時価総額についての制限なしに、さまざまな時価総額にわたって投資を行います。

当サブ・ファンドは、純資産の15%を超えて、転換証券に投資することはありません。

当サブ・ファンドは、純資産の15%を超えて、転換証券に投資することはありません。

当サブ・ファンドは、純資産の10%を超えてREITsに投資しません。

当サブ・ファンドは、純資産の10%を限度として、UCITSおよび/またはその他の適格UCI（HSBCグローバル・インベストメント・ファンドの他のサブ・ファンドを含む。）の受益証券もしくは株式に投資することができます。

また当サブ・ファンドは、財務目的で、銀行預金、短期金融市場商品またはマネー・マーケット・ファンドに投資することができます。

当サブ・ファンドは、ヘッジ目的およびキャッシュ・フロー管理目的（例えば、エクイタイゼーション）で、金融デリバティブ商品を利用する場合があります。ただし、当サブ・ファンドは、投資目的で金融デリバティブ商品を大規模に利用することはしません。当サブ・ファンドが利用を認められている金融デリバティブ商品には、先物取引および為替先渡取引（ノンデリバラブル・フォワードを含む。）が含まれますが、これらに限定されません。金融デリバティブ商品は、当サブ・ファンドが投資する他の商品に組み込まれている場合もあります。金融デリバティブ商品は、効率的なポートフォリオ運用の目的で利用する場合もあります。

当サブ・ファンドは、純資産の29%を限度として証券貸付取引を行うことができますが、これは25%を超えることはないと予想されます。

当サブ・ファンドは、アクティブ運用であり、ベンチマークに追随しません。当サブ・ファンドと市場の比較目的のための参照ベンチマークは、MSCI Emerging Marketsです。

投資顧問会社は、アクティブ投資運用戦略と特定の投資機会に基づき、参照ベンチマークに含まれない銘柄の証券に投資する裁量権を行使します。参照ベンチマークの構成銘柄が当サブ・ファンドの投資のかなりの割合を占めることが予想されますが、各銘柄の比重は参照ベンチマークとは大きく乖離する可能性があります。

ベンチマークとの乖離は、銘柄レベルおよび国レベルでの監視を含む包括的なリスク管理の枠組みの中で監視されます。

ベンチマークに対する当サブ・ファンドのパフォーマンスの乖離は監視されますが、定められた範囲内に制限されるわけではありません。

当サブ・ファンドは、純資産の10%を超えてREITsに投資しません。

当サブ・ファンドは、純資産の10%を限度として、UCITSおよび/またはその他の適格UCI（HSBCグローバル・インベストメント・ファンドの他のサブ・ファンドを含む。）の受益証券もしくは株式に投資することができます。

また当サブ・ファンドは、財務目的で、銀行預金、短期金融市場商品またはマネー・マーケット・ファンドに投資することができます。

当サブ・ファンドは、ヘッジ目的およびキャッシュ・フロー管理目的（例えば、エクイタイゼーション）で、金融デリバティブ商品を利用する場合があります。ただし、当サブ・ファンドは、投資目的で金融デリバティブ商品を大規模に利用することはしません。当サブ・ファンドが利用を認められている金融デリバティブ商品には、先物取引および為替先渡取引（ノンデリバラブル・フォワードを含む。）が含まれますが、これらに限定されません。金融デリバティブ商品は、当サブ・ファンドが投資する他の商品に組み込まれている場合もあります。金融デリバティブ商品は、効率的なポートフォリオ運用の目的で利用する場合もあります。

当サブ・ファンドは、純資産の29%を限度として証券貸付取引を行うことができますが、これは25%を超えることはないと予想されます。

当サブ・ファンドは、アクティブ運用であり、ベンチマークに追随しません。参照ベンチマークは、当サブ・ファンドと市場の比較目的で使用します。

投資顧問会社は、アクティブ投資運用戦略と特定の投資機会に基づき、参照ベンチマークに含まれない銘柄の証券に投資する裁量権を行使します。参照ベンチマークの構成銘柄が当サブ・ファンドの投資のかなりの割合を占めることが予想されますが、各銘柄の比重は参照ベンチマークとは大きく乖離する可能性があります。

参照ベンチマークとの乖離は、銘柄レベルおよび国レベルでの監視を含む包括的なリスク管理の枠組みの中で監視されます。

参照ベンチマークに対する当サブ・ファンドのパフォーマンスの乖離は監視されますが、定められた範囲内に制限されるわけではありません。

香港エクイティ

| 変更前 | 変更後 |
|-----|-----|
|-----|-----|

当サブ・ファンドは、SFDR第8条の意味におけるESG特性を促進しつつ、香港の株式で構成されるポートフォリオに投資することにより、長期的な元本の成長を提供することを目的としています。

当サブ・ファンドは、通常の市況において、香港に本店もしくは本拠を置く企業、同地においてその事業活動の大部分を行っている企業、または同地の規制市場に上場されている企業の株式および株式同等証券に純資産の90%以上を投資します。当サブ・ファンドは、適格なクローズド・エンド型の不動産投資信託（REITs）にも投資することができます。

当サブ・ファンドは、リスクと潜在的リターンの評価に役立てるために、企業のESG認定（以下「ESG認定」という。）およびその分析を、投資意思決定プロセスの不可欠の一部として含めるものとします。

ESG認定には以下が含まれます（ただし、以下に限定されません）：

・証券を発行する企業の財務成績および評価額に重大な影響を与える可能性のある環境および社会に関する要因（気候変動や人的資本管理に係る物理的リスクが含まれますが、これらに限定されません。）

・少数投資家の利益を保護し、長期的に持続可能な価値の創造を促進するコーポレートガバナンス慣行

ESG認定は、HSBCが独自に定めるものであり、継続的に調査が行われるため、新たな基準が特定される場合には、時間の経過と共に変更される可能性があります。後述する「除外事業」にかかわらず、ある企業をサブ・ファンドの投資ユニバース（投資候補銘柄の母集団）へ含めるか否かは投資顧問会社の裁量に委ねられます。ESG認定が改善しつつある企業は、その認定がまだ限定的であってもユニバースに含まれる可能性があります。

当サブ・ファンドのポートフォリオに含めることを検討する企業は、HSBCアセット・マネジメントの責任投資方針に従って「除外事業」（随時、変更されることがあります。）に従事していないことを条件とします。詳細は、後記「3. 投資リスク、（ロ）サステナビリティ・リスクの投資決定への統合およびSFDR原則 - HSBCアセット・マネジメントの責任投資方針」に記載されています。

ESG認定、除外事業、デュー・デリジェンス強化の必要性は、「HSBC独自のESGマテリアリティ（重要課題）フレームワーク」ならびに格付、ファンダメンタルズ定性調査および企業エンゲージメントを（非排他的に）用いることにより特定され、分析されます。企業のESGスコアおよび/または格付または除外事業に対する関与を評価するに当たって、投資顧問会社は、金融/非金融のデータプロバイダーによって提供される専門性、調査および情報に依拠する場合があります。

当サブ・ファンドは、SFDR第8条の意味におけるESG特性を促進しつつ、香港の株式で構成されるポートフォリオに投資することにより、長期的な元本の成長を提供することを目的としています。

当サブ・ファンドは、当サブ・ファンドのESGスコア（当サブ・ファンドが投資する企業に付与されるESGスコアを加重平均して計算します。）がFTSE MPF Hong Kong（以下「参照ベンチマーク」といいます。）の構成銘柄の加重平均を上回ることを目指します。

当サブ・ファンドは、通常の市況において、香港に本店もしくは本拠を置く企業、同地においてその事業活動の大部分を行っている企業、または同地の規制市場に上場されている企業の株式および株式同等証券に純資産の90%以上を投資します。当サブ・ファンドは、適格なクローズド・エンド型の不動産投資信託（REITs）にも投資することができます。

当サブ・ファンドは、投資先企業の環境（Environment）・社会（Society）に関する評価要因およびコーポレートガバナンス体制を評価・特定・分析し、これらを投資判断に不可欠な要素として位置づけます。

当サブ・ファンドのポートフォリオに含めることを検討する企業は、HSBCアセット・マネジメントの責任投資方針に従って「除外事業」（随時、変更される可能性があります。）に従事していないことを条件とします。

・**禁止兵器** - 当サブ・ファンドは、一部の国際条約によって禁止されている兵器の開発、製造、使用、保全、販売、流通、輸出入、保管または輸送に関与していることが確認された、または関与していることが強く示唆されているとHSBCが判断した企業を除外します。

HSBCが当該関与の可能性を特定した場合、当サブ・ファンドのポートフォリオから当該企業を除外すべきか否かを判断するため、当該企業のESGデューデリ調査を行う場合があります。

禁止兵器には、対人地雷、生物兵器、失明を引き起こすレーザー兵器、化学兵器、クラスター爆弾および検出不可能な破片による人体殺傷兵器が含まれます。

・**問題兵器** - 当サブ・ファンドは、問題兵器またはその主要な構成品の製造に直接関与しているとHSBCが判断した企業には投資しません。問題兵器には、劣化ウラン弾、劣化ウラン装甲、焼夷兵器、核兵器および白リン兵器が含まれます。

HSBCが当該関与の可能性を特定した場合、当サブ・ファンドのポートフォリオから当該企業を除外すべきか否かを判断するため、当該企業のESGデューデリ調査を行う場合があります。

HSBCは、関与の程度が重要でない企業に対しては、引き続き投資を行う可能性があります。HSBCは、問題兵器またはその主要な構成品の製造によって得られる収益が5%未満である企業を「関与の程度が重要でない」企業と定義しています。

・**発電用石炭1（拡大事業者）** - HSBCがサーマルコール（一般炭、発電用に使われる石炭）の生産の拡大に関与しているとHSBCが判断した企業による新規株式公開（IPO）または債券の発行による資金調達には参加しません。

・**発電用石炭2（収益基準）** - サーマルコールによる発電または採掘によって得られる収益が10%

中国株への投資は、中華人民共和国（以下「中国」といいます。）の証券取引所に上場されている中国A株および中国B株（および投資可能なその他の有価証券）を含みますが、これらに限定されません。当サブ・ファンドは、適用ある割当制限に従い、上海-香港ストック・コネクトおよび/または深セン-香港ストック・コネクトを通じて中国A株に直接投資することができます。さらに、当サブ・ファンドは、中国A株にリンクする参加ノート等（これに限定されません。）の中国A株アクセス商品（以下「CAAP」といいます。）を通じて間接的に中国A株に投資することができます。

当サブ・ファンドは、上海-香港ストック・コネクトおよび/または深セン-香港ストック・コネクトを通じて中国A株に純資産の20%を上限として、およびCAAPに純資産の10%を上限として、投資することができます。当サブ・ファンドの中国A株（上海-香港ストック・コネクト、深セン-香港ストック・コネクトまたはCAAPを通じて）および中国B株に対する最大エクスポージャーは、純資産の20%です。当サブ・ファンドは、CAAPの単一の発行者により発行されたCAAPに純資産の10%を超えて投資することはありません。

当サブ・ファンドは、通常、時価総額についての制限なしに、さまざまな時価総額にわたって投資を行います。

当サブ・ファンドは、純資産の10%を限度として、UCITSおよび/またはその他の適格UCI（HSBCグローバル・インベストメント・ファンドの他の

を超えるHSBCが判断し、かつ信頼に足る移行計画を有していないとHSBCが考える企業には投資しません。

・**タバコ** - 当サブ・ファンドは、タバコの生産に直接関与しているとHSBCが判断した企業には投資しません。

・**UNGC** - 当サブ・ファンドは、国連グローバル・コンパクト（UNGC）原則を遵守していないとHSBCが判断した企業には投資しません。UNGC原則に違反している可能性が特定された場合、当該企業を当サブ・ファンドのポートフォリオに含めることの適切性を判断するために、当該企業について独自のESGデューデリ調査を行う場合があります。

上記の除外事業にかかわらず、ある企業を当サブ・ファンドの投資ユニバース（投資候補銘柄群）へ含めるか否かは、ESGデューデリ調査の完了後に投資顧問会社はその裁量で決定します。環境・社会に関する評価要因およびコーポレートガバナンス体制が改善している企業は投資ユニバースに含める場合があります。

環境・社会に関する評価要因、コーポレートガバナンス体制、除外事業およびESGデューデリ調査の必要性は、HSBC独自のESGマテリアリティ（重要課題）フレームワークおよびスコア、ファンダメンタルズ定性調査ならびに企業エンゲージメントを（非排他的に）用いることにより評価・特定・分析されます。投資顧問会社は、企業のESGスコアまたは除外事業への関与を評価する際、金融/非金融のデータプロバイダーによって提供される専門性、調査および情報に依拠する場合があります。

中国株への投資は、中華人民共和国（以下「中国」といいます。）の証券取引所に上場されている中国A株および中国B株（および投資可能なその他の有価証券）を含みますが、これらに限定されません。当サブ・ファンドは、適用ある割当制限に従い、上海-香港ストック・コネクトおよび/または深セン-香港ストック・コネクトを通じて中国A株に直接投資することができます。さらに、当サブ・ファンドは、中国A株にリンクする参加ノート等（これに限定されません。）の中国A株アクセス商品（以下「CAAP」といいます。）を通じて間接的に中国A株に投資することができます。

当サブ・ファンドは、上海-香港ストック・コネクトおよび/または深セン-香港ストック・コネクトを通じて中国A株に純資産の20%を上限として、およびCAAPに純資産の10%を上限として、投資することができます。当サブ・ファンドの中国A株（上海-香港ストック・コネクト、深セン-香港ストック・コネクトまたはCAAPを通じて）および中国B株に対する最大エクスポージャーは、純資産の20%です。当サブ・ファンドは、CAAPの単一の発行者により発行されたCAAPに純資産の10%を超えて投資することはありません。

当サブ・ファンドは、通常、時価総額についての制限なしに、さまざまな時価総額にわたって投資を行います。

当サブ・ファンドは、純資産の10%を限度として、UCITSおよび/またはその他の適格UCI（HSBCグローバル・インベストメント・ファンドの他のサブ・ファンドを含む。）の受益証券もしくは株式に投資することができます。

サブ・ファンドを含む。)の受益証券もしくは株式に投資することができます。

また当サブ・ファンドは、財務目的で、銀行預金、短期金融市場商品またはマネー・マーケット・ファンドに投資することができます。

当サブ・ファンドは、純資産の10%を超えてREITsに投資しません。

当サブ・ファンドは、ヘッジ目的およびキャッシュ・フロー管理目的(例えば、エクイタイゼーション)で、金融デリバティブ商品を利用する場合があります。ただし、当サブ・ファンドは、投資目的で金融デリバティブ商品を大規模に利用することはしません。当サブ・ファンドが利用を認められている金融デリバティブ商品には、先物取引および為替先渡取引(ノンデリバブル・フォワードを含む。)が含まれますが、これらに限定されません。金融デリバティブ商品は、当サブ・ファンドが投資する他の商品に組み込まれている場合もあります。金融デリバティブ商品は、効率的なポートフォリオ運用の目的で利用する場合もあります。

当サブ・ファンドは、純資産の29%を限度として証券貸付取引を行うことができますが、これは25%を超えることはないと予想されます。

当サブ・ファンドは、アクティブ運用であり、ベンチマークに追随しません。当サブ・ファンドは、参照ベンチマークであるFTSE MPF Hong Kongを上回る運用成績を達成することを対内的または対外的目標とします。

投資顧問会社は、アクティブ投資運用戦略と特定の投資機会に基づき、参照ベンチマークに含まれない銘柄の証券に投資する裁量権を行使します。参照ベンチマークの構成銘柄が当サブ・ファンドの投資のかなりの割合を占めることが予想されますが、各銘柄の比重は参照ベンチマークとは大きく乖離する可能性があります。

ベンチマークとの乖離は、銘柄レベルおよび業種レベルでの監視を含む包括的なリスク管理の枠組みの中で監視されます。

ベンチマークに対する当サブ・ファンドのパフォーマンスの乖離も監視されますが、定められた範囲内に制限されるわけではありません。

投資運用プロセスによって、当サブ・ファンドの運用成績は、ある期間については参照ベンチマークの運用成績に近似する結果となることもあれば、ある期間については近似しない結果となることもあります。

参照ベンチマークの集中度はきわめて高く、よって、少数の銘柄がベンチマークの相当の割合を占めることとなります。

また当サブ・ファンドは、財務目的で、銀行預金、短期金融市場商品またはマネー・マーケット・ファンドに投資することができます。

当サブ・ファンドは、純資産の10%を超えてREITsに投資しません。

当サブ・ファンドは、ヘッジ目的およびキャッシュ・フロー管理目的(例えば、エクイタイゼーション)で、金融デリバティブ商品を利用する場合があります。ただし、当サブ・ファンドは、投資目的で金融デリバティブ商品を大規模に利用することはしません。当サブ・ファンドが利用を認められている金融デリバティブ商品には、先物取引および為替先渡取引(ノンデリバブル・フォワードを含む。)が含まれますが、これらに限定されません。金融デリバティブ商品は、当サブ・ファンドが投資する他の商品に組み込まれている場合もあります。金融デリバティブ商品は、効率的なポートフォリオ運用の目的で利用する場合もあります。

当サブ・ファンドは、純資産の29%を限度として証券貸付取引を行うことができますが、これは25%を超えることはないと予想されます。

当サブ・ファンドは、アクティブ運用であり、ベンチマークに追随しません。当サブ・ファンドは、参照ベンチマークを上回る運用成績を達成することを対内的または対外的目標とします。

投資顧問会社は、アクティブ投資運用戦略と特定の投資機会に基づき、参照ベンチマークに含まれない銘柄の証券に投資する裁量権を行使します。参照ベンチマークの構成銘柄が当サブ・ファンドの投資のかなりの割合を占めることが予想されますが、各銘柄の比重は参照ベンチマークとは大きく乖離する可能性があります。

参照ベンチマークとの乖離は、銘柄レベルおよび業種レベルでの監視を含む包括的なリスク管理の枠組みの中で監視されます。

参照ベンチマークに対する当サブ・ファンドのパフォーマンスの乖離も監視されますが、定められた範囲内に制限されるわけではありません。

投資運用プロセスによって、当サブ・ファンドの運用成績は、ある期間については参照ベンチマークの運用成績に近似する結果となることもあれば、ある期間については近似しない結果となることもあります。

参照ベンチマークの集中度はきわめて高く、よって、少数の銘柄がベンチマークの相当の割合を占めることとなります。

グローバル株式および特定地域株式サブ・ファンド(SFDR第6条サブ・ファンド)

BRICエクイティ

| 変更前 | 変更後 |
|-----|-----|
|-----|-----|

当サブ・ファンドは、ブラジル、ロシア、インドおよび中国（香港特別行政区を含みます。）（以下「BRIC」といいます。）の株式で構成されるポートフォリオに投資することにより、長期的なトータル・リターンを提供することを目的としています。

当サブ・ファンドは、通常の市況において、ブラジル、ロシア、インドおよび/または中国（香港特別行政区を含みます。）（BRIC）に本店もしくは本拠を置く企業、またはかかる国においてその事業活動の大部分を行っている企業の株式および株式同等証券に純資産の90%以上を投資します。

中国株への投資は、中華人民共和国（以下「中国」といいます。）の証券取引所に上場されている中国A株および中国B株（および投資可能なその他の有価証券）を含みますが、これらに限定されません。当サブ・ファンドは、適用ある割当制限に従い、上海-香港ストック・コネクトおよび/または深セン-香港ストック・コネクトを通じて中国A株に直接投資することができます。さらに、当サブ・ファンドは、中国A株にリンクする参加ノート等（これらに限定されません。）の中国A株アクセス商品（以下「CAAP」といいます。）を通じて間接的に中国A株に投資することができます。

当サブ・ファンドのポートフォリオに含めることを検討する企業は、HSBCアセット・マネジメントの責任投資方針に従って「除外事業」（随時、変更されることがあります。）に従事していないことを条件とします。詳細は、後記「3. 投資リスク、（ロ）サステナビリティ・リスクの投資決定への統合およびSFDR原則 - HSBCアセット・マネジメントの責任投資方針」に記載されています。

当サブ・ファンドは、上海-香港ストック・コネクトおよび/または深セン-香港ストック・コネクトを通じて中国A株に純資産の40%を上限として、およびCAAPに純資産の30%を上限として、投資することができます。当サブ・ファンドの中国A株（上海-香港ストック・コネクト、深セン-香港ストック・コネクトまたはCAAPを通じて）および中国B株に対する最大エクスポージャーは、純資産の50%です。当サブ・ファンドは、CAAPの単一の発行者により発行されたCAAPに純資産の10%を超えて投資することはありません。

当サブ・ファンドは、通常、時価総額についての制限なしに、さまざまな時価総額にわたって投資を行います。

当サブ・ファンドは、ブラジル、ロシア、インドおよび中国（香港特別行政区を含みます。）（以下「BRIC」といいます。）の株式で構成されるポートフォリオに投資することにより、長期的なトータル・リターンを提供することを目的としています。

当サブ・ファンドは、通常の市況において、ブラジル、ロシア、インドおよび/または中国（香港特別行政区を含みます。）（BRIC）に本店もしくは本拠を置く企業、またはかかる国においてその事業活動の大部分を行っている企業の株式および株式同等証券に純資産の90%以上を投資します。

中国株への投資は、中華人民共和国（以下「中国」といいます。）の証券取引所に上場されている中国A株および中国B株（および投資可能なその他の有価証券）を含みますが、これらに限定されません。当サブ・ファンドは、適用ある割当制限に従い、上海-香港ストック・コネクトおよび/または深セン-香港ストック・コネクトを通じて中国A株に直接投資することができます。さらに、当サブ・ファンドは、中国A株にリンクする参加ノート等（これらに限定されません。）の中国A株アクセス商品（以下「CAAP」といいます。）を通じて間接的に中国A株に投資することができます。

当サブ・ファンドのポートフォリオに含めることを検討する企業は、HSBCアセット・マネジメントの責任投資方針に従って「除外事業」（随時、変更される可能性があります。）に従事していないことを条件とします。

・禁止兵器 - 当サブ・ファンドは、一部の国際条約によって禁止されている兵器の開発、製造、使用、保全、販売、流通、輸出入、保管または輸送に関与していることが確認された、または関与していることが強く示唆されているとHSBCが判断した企業を除外します。

HSBCが当該関与の可能性を特定した場合、当サブ・ファンドのポートフォリオから当該企業を除外すべきか否かを判断するため、当該企業のESGデューデリ調査を行う場合があります。

禁止兵器には、対人地雷、生物兵器、失明を引き起こすレーザー兵器、化学兵器、クラスター爆弾および検出不可能な破片による人体殺傷兵器が含まれます。

・発電用石炭1（拡大事業者） - HSBCがサーマルコール（一般炭、発電用に使用される石炭）の生産の拡大に関与しているとHSBCが判断した企業による新規株式公開（IPO）または債券の発行による資金調達には参加しません。

当サブ・ファンドは、上海-香港ストック・コネクトおよび/または深セン-香港ストック・コネクトを通じて中国A株に純資産の40%を上限として、およびCAAPに純資産の30%を上限として、投資することができます。当サブ・ファンドの中国A株（上海-香港ストック・コネクト、深セン-香港ストック・コネクトまたはCAAPを通じて）および中国B株に対する最大エクスポージャーは、純資産の50%です。当サブ・ファンドは、CAAPの単一の発行者により発行されたCAAPに純資産の10%を超えて投資することはありません。

当サブ・ファンドは、通常、時価総額についての制限なしに、さまざまな時価総額にわたって投資を行います。

当サブ・ファンドは、純資産の10%を限度として、UCITSおよび/またはその他の適格UCI（HSBCグローバル・インベストメント・ファンドの他のサブ・ファンドを含む。）の受益証券もしくは株式に投資することができます。

また当サブ・ファンドは、財務目的で、銀行預金、短期金融市場商品またはマネー・マーケット・ファンドに投資することができます。

当サブ・ファンドは、ヘッジ目的およびキャッシュ・フロー管理目的（例えば、エクイタイゼーション）で、金融デリバティブ商品を利用する場合があります。ただし、当サブ・ファンドは、投資目的で金融デリバティブ商品を大規模に利用することはしません。当サブ・ファンドが利用を認められている金融デリバティブ商品には、先物取引および為替先渡取引（ノンデリバブル・フォワードを含む。）が含まれますが、これらに限定されません。金融デリバティブ商品は、当サブ・ファンドが投資する他の商品に組み込まれている場合もあります。金融デリバティブ商品は、効率的なポートフォリオ運用の目的で利用する場合もあります。

当サブ・ファンドは、純資産の29%を限度として証券貸付取引を行うことができますが、これは25%を超えることはないと予想されます。

当サブ・ファンドは、アクティブ運用であり、ベンチマークに追随しません。当サブ・ファンドと市場の比較目的のための参照ベンチマークは、MSCI Brazil（25%）、MSCI China（25%）、MSCI Russia（25%）およびMSCI India（25%）です。

投資顧問会社は、アクティブ投資運用戦略と特定の投資機会に基づき、参照ベンチマークに含まれない銘柄の証券に投資する裁量権を行使します。参照ベンチマークの構成銘柄が当サブ・ファンドの投資のかなりの割合を占めることが予想されますが、各銘柄の比重は参照ベンチマークとは大きく乖離する可能性があります。

当サブ・ファンドは、純資産の10%を限度として、UCITSおよび/またはその他の適格UCI（HSBCグローバル・インベストメント・ファンドの他のサブ・ファンドを含む。）の受益証券もしくは株式に投資することができます。

また当サブ・ファンドは、財務目的で、銀行預金、短期金融市場商品またはマネー・マーケット・ファンドに投資することができます。

当サブ・ファンドは、ヘッジ目的およびキャッシュ・フロー管理目的（例えば、エクイタイゼーション）で、金融デリバティブ商品を利用する場合があります。ただし、当サブ・ファンドは、投資目的で金融デリバティブ商品を大規模に利用することはしません。当サブ・ファンドが利用を認められている金融デリバティブ商品には、先物取引および為替先渡取引（ノンデリバブル・フォワードを含む。）が含まれますが、これらに限定されません。金融デリバティブ商品は、当サブ・ファンドが投資する他の商品に組み込まれている場合もあります。金融デリバティブ商品は、効率的なポートフォリオ運用の目的で利用する場合もあります。

当サブ・ファンドは、純資産の29%を限度として証券貸付取引を行うことができますが、これは25%を超えることはないと予想されます。

当サブ・ファンドは、アクティブ運用であり、ベンチマークに追随しません。当サブ・ファンドと市場の比較目的のための参照ベンチマークは、MSCI Brazil（25%）、MSCI China（25%）、MSCI Russia（25%）およびMSCI India（25%）です。

投資顧問会社は、アクティブ投資運用戦略と特定の投資機会に基づき、参照ベンチマークに含まれない銘柄の証券に投資する裁量権を行使します。参照ベンチマークの構成銘柄が当サブ・ファンドの投資のかなりの割合を占めることが予想されますが、各銘柄の比重は参照ベンチマークとは大きく乖離する可能性があります。

特定市場株式サブ・ファンド（SFDR第6条サブ・ファンド）

ブラジル・エクイティ

| 変更前 | 変更後 |
|-----|-----|
|-----|-----|

当サブ・ファンドは、ブラジルの株式で構成されるポートフォリオに投資することにより、長期的なトータル・リターンを提供することを目的としています。

当サブ・ファンドは、通常、通常の市況において、ブラジルに本店もしくは本拠を置く企業、またはブラジルにおいてその事業活動の大部分を行っている企業の株式および株式同等証券に純資産の90%以上を投資します。当サブ・ファンドは、適格なクローズド・エンド型の不動産投資信託（REITs）にも投資することができます。

当サブ・ファンドは、通常、時価総額についての制限なしに、さまざまな時価総額にわたって投資を行います。

当サブ・ファンドは、純資産の10%を超えて、参加ノートと転換証券の組み合わせに投資しません。

当サブ・ファンドは、純資産の10%を超えてREITsに投資しません。

当サブ・ファンドは、純資産の10%を限度として、UCITSおよび/またはその他の適格UCI（HSBCグローバル・インベストメント・ファンドの他のサブ・ファンドを含む。）の受益証券もしくは株式に投資することができます。

また当サブ・ファンドは、財務目的で、銀行預金、短期金融市場商品またはマネー・マーケット・ファンドに投資することができます。

当サブ・ファンドのポートフォリオに含めることを検討する企業は、HSBCアセット・マネジメントの責任投資方針に従って「除外事業」（随時、変更されることがあります。）に従事していないことを条件とします。詳細は、後記「3. 投資リスク、（ロ）サステナビリティ・リスクの投資決定への統合およびSFDR原則 - HSBCアセット・マネジメントの責任投資方針」に記載されています。

当サブ・ファンドは、ヘッジ目的およびキャッシュ・フロー管理目的（例えば、エクイティゼイション）で、金融デリバティブ商品を利用する場合があります。ただし、当サブ・ファンドは、投資目的で金融デリバティブ商品を大規模に利用することはしません。当サブ・ファンドが利用を認められている金融デリバティブ商品には、先物取引および為替先渡取引（ノンデリバブル・フォワードを含む。）が含まれますが、これらに限定されません。金融デリバティブ商品は、当サブ・ファンドが投資する他の商品に組み込まれている場合もあります。金融デリバティブ商品は、効率

当サブ・ファンドは、ブラジルの株式で構成されるポートフォリオに投資することにより、長期的なトータル・リターンを提供することを目的としています。

当サブ・ファンドは、通常、通常の市況において、ブラジルに本店もしくは本拠を置く企業、またはブラジルにおいてその事業活動の大部分を行っている企業の株式および株式同等証券に純資産の90%以上を投資します。当サブ・ファンドは、適格なクローズド・エンド型の不動産投資信託（REITs）にも投資することができます。

当サブ・ファンドは、通常、時価総額についての制限なしに、さまざまな時価総額にわたって投資を行います。

当サブ・ファンドは、純資産の10%を超えて、参加ノートと転換証券の組み合わせに投資しません。

当サブ・ファンドは、純資産の10%を超えてREITsに投資しません。

当サブ・ファンドは、純資産の10%を限度として、UCITSおよび/またはその他の適格UCI（HSBCグローバル・インベストメント・ファンドの他のサブ・ファンドを含む。）の受益証券もしくは株式に投資することができます。

また当サブ・ファンドは、財務目的で、銀行預金、短期金融市場商品またはマネー・マーケット・ファンドに投資することができます。

当サブ・ファンドのポートフォリオに含めることを検討する企業は、HSBCアセット・マネジメントの責任投資方針に従って「除外事業」（随時、変更されることがあります。）に従事していないことを条件とします。

・禁止兵器 - 当サブ・ファンドは、一部の国際条約によって禁止されている兵器の開発、製造、使用、保全、販売、流通、輸出入、保管または輸送に関与していることが確認された、または関与していることが強く示唆されているとHSBCが判断した企業を除外します。

HSBCが当該関与の可能性を特定した場合、当サブ・ファンドのポートフォリオから当該企業を除外すべきか否かを判断するため、当該企業のESGデューデリ調査を行う場合があります。

禁止兵器には、対人地雷、生物兵器、失明を引き起こすレーザー兵器、化学兵器、クラスター爆弾および検出不可能な破片による人体殺傷兵器が含まれます。

・発電用石炭1（拡大事業者） - HSBCがサーマルコール（一般炭、発電用に使用される石炭）の生産の拡大に関与しているとHSBCが判断した企業による新規株式公開（IPO）または債券の発行による資金調達には参加しません。

当サブ・ファンドは、ヘッジ目的およびキャッシュ・フロー管理目的（例えば、エクイティゼイション）で、金融デリバティブ商品を利用する場合があります。ただし、当サブ・ファンドは、投資目的で金融デリバティブ商品を大規模に利用することはしません。当サブ・ファンドが利用を認められている金融デリバティブ商品には、先物取引および為替先渡取引（ノンデリバブル・フォワードを含む。）が含まれますが、これらに限定されません。金融デリバティブ商品は、当サブ・ファンドが投資する他の商品に組み込まれている場合もあります。金融デリバティブ商品は、効率

的なポートフォリオ運用の目的で利用する場合もあります。

当サブ・ファンドは、純資産の29%を限度として証券貸付取引を行うことができますが、これは25%を超えることはないと予想されます。

当サブ・ファンドは、アクティブ運用であり、ベンチマークに追随しません。当サブ・ファンドと市場の比較のための参照ベンチマークは、MSCI Brazil 10/40です。

投資顧問会社は、アクティブ投資運用戦略と特定の投資機会に基づき、参照ベンチマークに含まれない銘柄の証券に投資する裁量権を行使します。参照ベンチマークの構成銘柄が当サブ・ファンドの投資のかなりの割合を占めることが予想されますが、各銘柄の比重は参照ベンチマークとは大きく乖離する可能性があります。

投資運用プロセスによって、当サブ・ファンドの運用成績は、ある期間については参照ベンチマークの運用成績に近似する結果となることもあれば、ある期間については近似しない結果となることもあります。

的なポートフォリオ運用の目的で利用する場合もあります。

当サブ・ファンドは、純資産の29%を限度として証券貸付取引を行うことができますが、これは25%を超えることはないと予想されます。

当サブ・ファンドは、アクティブ運用であり、ベンチマークに追随しません。当サブ・ファンドと市場の比較のための参照ベンチマークは、MSCI Brazil 10/40です。

投資顧問会社は、アクティブ投資運用戦略と特定の投資機会に基づき、参照ベンチマークに含まれない銘柄の証券に投資する裁量権を行使します。参照ベンチマークの構成銘柄が当サブ・ファンドの投資のかなりの割合を占めることが予想されますが、各銘柄の比重は参照ベンチマークとは大きく乖離する可能性があります。

投資運用プロセスによって、当サブ・ファンドの運用成績は、ある期間については参照ベンチマークの運用成績に近似する結果となることもあれば、ある期間については近似しない結果となることもあります。

エコノミック・スケール・米国エクイティ

| 変更前 | 変更後 |
|-----|-----|
|-----|-----|

当サブ・ファンドは、米国の株式で構成されるポートフォリオに投資することにより、長期的なトータル・リターンを提供することを目的としています。

当サブ・ファンドは、通常の市況において、米国に本店もしくは本拠を置く企業、米国においてその事業活動の大部分を行っている企業、または米国の規制市場に上場されている企業の株式および株式同等証券に純資産の90%以上を投資します。当サブ・ファンドは、適格なクローズド・エンド型の不動産投資信託（REITs）にも投資することができます。

当サブ・ファンドは、システムティックな投資アプローチをとり、企業の経済規模に応じた投資を行います。経済規模の測定の尺度とするのは、国民総生産（GNP）に対する企業の寄与率（付加価値 - 企業のアウトプットとイントプットの差異 - ともいいます。）です。

当サブ・ファンドのポートフォリオに含めることを検討する企業は、HSBCアセット・マネジメントの責任投資方針に従って「除外事業」（随時、変更されることがあります。）に従事していないことを条件とします。詳細は、後記「3. 投資リスク、（ロ）サステナビリティ・リスクの投資決定への統合およびSFDR原則 - HSBCアセット・マネジメントの責任投資方針」に記載されています。

当サブ・ファンドは、通常、時価総額についての制限なしに、さまざまな時価総額にわたって投資を行います。

当サブ・ファンドは、純資産の10%を超えてREITsに投資しません。

当サブ・ファンドは、純資産の10%を限度として、UCITSおよび/またはその他の適格UCI（HSBCグローバル・インベストメント・ファンドの他のサブ・ファンドを含む。）の受益証券もしくは株式に投資することができます。

また当サブ・ファンドは、財務目的で、銀行預金、短期金融市場商品またはマネー・マーケット・ファンドに投資することができます。

当サブ・ファンドは、ヘッジ目的およびキャッシュ・フロー管理目的（例えば、エクイタイゼーション）で、金融デリバティブ商品を利用する場合があります。ただし、当サブ・ファンドは、投資目的で金融デリバティブ商品を大規模に利用することはしません。当サブ・ファンドが利用を認められている金融デリバティブ商品には、先物取引および為替先渡取引（ノンデリパラブル・フォワードを含む。）が含まれますが、これらに限定

当サブ・ファンドは、米国の株式で構成されるポートフォリオに投資することにより、長期的なトータル・リターンを提供することを目的としています。

当サブ・ファンドは、通常の市況において、米国に本店もしくは本拠を置く企業、米国においてその事業活動の大部分を行っている企業、または米国の規制市場に上場されている企業の株式および株式同等証券に純資産の90%以上を投資します。当サブ・ファンドは、適格なクローズド・エンド型の不動産投資信託（REITs）にも投資することができます。

当サブ・ファンドは、システムティックな投資アプローチをとり、企業の経済規模に応じた投資を行います。経済規模の測定の尺度とするのは、国民総生産（GNP）に対する企業の寄与率（付加価値 - 企業のアウトプットとイントプットの差異 - ともいいます。）です。

当サブ・ファンドのポートフォリオに含めることを検討する企業は、HSBCアセット・マネジメントの責任投資方針に従って「除外事業」（随時、変更されることがあります。）に従事していないことを条件とします。

・禁止兵器 - 当サブ・ファンドは、一部の国際条約によって禁止されている兵器の開発、製造、使用、保全、販売、流通、輸出入、保管または輸送に関与していることが確認された、または関与していることが強く示唆されているとHSBCが判断した企業を除外します。

HSBCが当該関与の可能性を特定した場合、当サブ・ファンドのポートフォリオから当該企業を除外すべきか否かを判断するため、当該企業のESGデューデリ調査を行う場合があります。

禁止兵器には、対人地雷、生物兵器、失明を引き起こすレーザー兵器、化学兵器、クラスター爆弾および検出不可能な破片による人体殺傷兵器が含まれます。

・発電用石炭1（拡大事業者） - HSBCがサーマルコール（一般炭、発電用に使用される石炭）の生産の拡大に関与しているとHSBCが判断した企業による新規株式公開（IPO）または債券の発行による資金調達には参加しません。

当サブ・ファンドは、通常、時価総額についての制限なしに、さまざまな時価総額にわたって投資を行います。

当サブ・ファンドは、純資産の10%を超えてREITsに投資しません。

当サブ・ファンドは、純資産の10%を限度として、UCITSおよび/またはその他の適格UCI（HSBCグローバル・インベストメント・ファンドの他のサブ・ファンドを含む。）の受益証券もしくは株式に投資することができます。

また当サブ・ファンドは、財務目的で、銀行預金、短期金融市場商品またはマネー・マーケット・ファンドに投資することができます。

当サブ・ファンドは、ヘッジ目的およびキャッシュ・フロー管理目的（例えば、エクイタイゼーション）で、金融デリバティブ商品を利用する場合があります。ただし、当サブ・ファンドは、投資目的で金融デリバティブ商品を大規模に利用することはしません。当サブ・ファンドが利用を認められている金融デリバティブ商品には、先物取引および為替先渡取引（ノンデリパラブル・フォワードを含む。）が含まれますが、これらに限定

されません。金融デリバティブ商品は、当サブ・ファンドが投資する他の商品に組み込まれている場合もあります。金融デリバティブ商品は、効率的なポートフォリオ運用の目的で利用する場合があります。

当サブ・ファンドは、純資産の29%を限度として証券貸付取引を行うことができますが、これは25%を超えることはないと予想されます。

当サブ・ファンドは、アクティブ運用であり、ベンチマークにより制約されません。

されません。金融デリバティブ商品は、当サブ・ファンドが投資する他の商品に組み込まれている場合もあります。金融デリバティブ商品は、効率的なポートフォリオ運用の目的で利用する場合があります。

当サブ・ファンドは、純資産の29%を限度として証券貸付取引を行うことができますが、これは25%を超えることはないと予想されます。

当サブ・ファンドは、アクティブ運用であり、ベンチマークにより制約されません。

特定市場株式サブ・ファンド (SFDR第8条サブ・ファンド)

インド・エクイティ

| 変更前 | 変更後 |
|-----|-----|
|-----|-----|

当サブ・ファンドは、SFDR第8条の意味におけるESG特性を促進しつつ、インドの株式で構成されるポートフォリオに投資することにより、長期的なトータル・リターンを提供することを目的としています。

当サブ・ファンドは、通常の市況において、インドに本店もしくは本拠を置く企業、またはインドにおいてその事業活動の大部分を行っている企業の株式および株式同等証券に純資産の90%以上を投資します。当サブ・ファンドは、適格なクローズド・エンド型の不動産投資信託（REITs）にも投資することができます。

当サブ・ファンドは、リスクと潜在的リターンの評価に役立てるために、企業のESG認定（以下「ESG認定」という。）およびその分析を、投資意思決定プロセスの不可欠の一部として含めるものとします。

ESG認定には以下が含まれます（ただし、以下に限定されません）：

・証券を発行する企業の財務成績および評価額に重大な影響を与える可能性のある環境および社会に関する要因（気候変動や人的資本管理に係る物理的リスクが含まれますが、これらに限定されません。）

・少数投資家の利益を保護し、長期的に持続可能な価値の創造を促進するコーポレートガバナンス慣行

ESG認定は、HSBCが独自に定めるものであり、継続的に調査が行われるため、新たな基準が特定される場合には、時間の経過と共に変更される可能性があります。後述する「除外事業」にかかわらず、ある企業をサブ・ファンドの投資ユニバース（投資候補銘柄の母集団）へ含めるか否かは投資顧問会社の裁量に委ねられます。ESG認定が改善しつつある企業は、その認定がまだ限定的であってもユニバースに含まれる可能性があります。

当サブ・ファンドのポートフォリオに含めることを検討する企業は、HSBCアセット・マネジメントの責任投資方針に従って「除外事業」（随時、変更されることがあります。）に従事していないことを条件とします。詳細は、後記「3. 投資リスク、（ロ）サステナビリティ・リスクの投資決定への統合およびSFDR原則 - HSBCアセット・マネジメントの責任投資方針」に記載されています。

ESG認定、除外事業、デュー・デリジェンス強化の必要性は、「HSBC独自のESGマテリアリティ（重要課題）フレームワーク」ならびに格付、ファンダメンタルズ定性調査および企業エンゲージメントを（非排他的に）用いることにより特定され、分析されます。企業のESGスコアおよび/または格付または除外事業に対する関与を評価するに当たって、投資顧問会社は、金融/非金融のデータプロバイダーによって提供される専門性、調査および情報に依拠する場合があります。

当サブ・ファンドは、SFDR第8条の意味におけるESG特性を促進しつつ、インドの株式で構成されるポートフォリオに投資することにより、長期的なトータル・リターンを提供することを目的としています。

当サブ・ファンドは、当サブ・ファンドのESGスコア（当サブ・ファンドが投資する企業に付与されるESGスコアを加重平均して計算します。）がMSCI India（以下「参照ベンチマーク」といいます。）の構成銘柄の加重平均を上回ることを目指します。

当サブ・ファンドは、通常の市況において、インドに本店もしくは本拠を置く企業、またはインドにおいてその事業活動の大部分を行っている企業の株式および株式同等証券に純資産の90%以上を投資します。当サブ・ファンドは、適格なクローズド・エンド型の不動産投資信託（REITs）にも投資することができます。

当サブ・ファンドは、投資先企業の環境（Environment）・社会（Society）に関する評価要因およびコーポレートガバナンス体制を評価・特定・分析し、これらを投資判断に不可欠な要素として位置づけます。

当サブ・ファンドのポートフォリオに含めることを検討する企業は、HSBCアセット・マネジメントの責任投資方針に従って「除外事業」（随時、変更される可能性があります。）に従事していないことを条件とします。

・**禁止兵器** - 当サブ・ファンドは、一部の国際条約によって禁止されている兵器の開発、製造、使用、保全、販売、流通、輸出入、保管または輸送に関与していることが確認された、または関与していることが強く示唆されているとHSBCが判断した企業を除外します。

HSBCが当該関与の可能性を特定した場合、当サブ・ファンドのポートフォリオから当該企業を除外すべきか否かを判断するため、当該企業のESGデューデリ調査を行う場合があります。

禁止兵器には、対人地雷、生物兵器、失明を引き起こすレーザー兵器、化学兵器、クラスター爆弾および検出不可能な破片による人体殺傷兵器が含まれます。

・**問題兵器** - 当サブ・ファンドは、問題兵器またはその主要な構成品の製造に直接関与しているとHSBCが判断した企業には投資しません。問題兵器には、劣化ウラン弾、劣化ウラン装甲、焼夷兵器、核兵器および白リン兵器が含まれます。

HSBCが当該関与の可能性を特定した場合、当サブ・ファンドのポートフォリオから当該企業を除外すべきか否かを判断するため、当該企業のESGデューデリ調査を行う場合があります。

HSBCは、関与の程度が重要でない企業に対しては、引き続き投資を行う可能性があります。HSBCは、問題兵器またはその主要な構成品の製造によって得られる収益が5%未満である企業を「関与の程度が重要でない」企業と定義しています。

・**発電用石炭1（拡大事業者）** - HSBCがサーマルコール（一般炭、発電用に使用される石炭）の生産の拡大に関与しているとHSBCが判断した企業による新規株式公開（IPO）または債券の発行による資金調達には参加しません。

・**発電用石炭2（収益基準）** - サーマルコールによる発電または採掘によって得られる収益が10%を超えるとHSBCが判断し、かつ信頼に足る移行計

当サブ・ファンドは、通常、さまざまな時価総額にわたって投資を行います。

当サブ・ファンドは、純資産の30%を超えて、参加ノートと転換証券の組み合わせに投資しません。

当サブ・ファンドは、純資産の10%を超えてREITsに投資しません。

当サブ・ファンドは、純資産の10%を限度として、UCITSおよび/またはその他の適格UCI（HSBCグローバル・インベストメント・ファンドの他のサブ・ファンドを含む。）の受益証券もしくは株式に投資することができます。

また当サブ・ファンドは、財務目的で、銀行預金、短期金融市場商品またはマネー・マーケット・ファンドに投資することができます。

当サブ・ファンドは、ヘッジ目的およびキャッシュ・フロー管理目的（例えば、エクイタイゼーション）で、金融デリバティブ商品を利用する場合があります。ただし、当サブ・ファンドは、投資目的で金融デリバティブ商品を大規模に利用することはしません。当サブ・ファンドが利用を認められている金融デリバティブ商品には、先物取引および為替先渡取引（ノンデリバラブル・フォワードを含む。）が含まれますが、これらに限定されません。金融デリバティブ商品は、当サブ・ファンドが投資する他の商品に組み込まれている場合もあります。金融デリバティブ商品は、効率的なポートフォリオ運用の目的で利用する場合もあります。

当サブ・ファンドは、純資産の29%を限度として証券貸付取引を行うことができますが、これは25%を超えることはない予想されます。

画を有していないとHSBCが考える企業には投資しません。

・**タバコ** - 当サブ・ファンドは、タバコの生産に直接関与しているとHSBCが判断した企業には投資しません。

・**UNGC** - 当サブ・ファンドは、国連グローバル・コンパクト（UNGC）原則を遵守していないとHSBCが判断した企業には投資しません。UNGC原則に違反している可能性が特定された場合、当該企業を当サブ・ファンドのポートフォリオに含めることの適切性を判断するために、当該企業について独自のESGデューデリ調査を行う場合があります。

上記の除外事業にかかわらず、ある企業を当サブ・ファンドの投資ユニバース（投資候補銘柄群）へ含めるか否かは、ESGデューデリ調査の完了後に投資顧問会社はその裁量で決定します。環境・社会に関する評価要因およびコーポレートガバナンス体制が改善している企業は投資ユニバースに含める場合があります。

環境・社会に関する評価要因、コーポレートガバナンス体制、除外事業およびESGデューデリ調査の必要性は、HSBC独自のESGマテリアリティ（重要課題）フレームワークおよびスコア、ファンダメンタルズ定性調査ならびに企業エンゲージメントを（非排他的に）用いることにより評価・特定・分析されます。投資顧問会社は、企業のESGスコアまたは除外事業への関与を評価する際、金融/非金融のデータプロバイダーによって提供される専門性、調査および情報に依拠する場合があります。

当サブ・ファンドは、通常、さまざまな時価総額にわたって投資を行います。

当サブ・ファンドは、純資産の30%を超えて、参加ノートと転換証券の組み合わせに投資しません。

当サブ・ファンドは、純資産の10%を超えてREITsに投資しません。

当サブ・ファンドは、純資産の10%を限度として、UCITSおよび/またはその他の適格UCI（HSBCグローバル・インベストメント・ファンドの他のサブ・ファンドを含む。）の受益証券もしくは株式に投資することができます。

また当サブ・ファンドは、財務目的で、銀行預金、短期金融市場商品またはマネー・マーケット・ファンドに投資することができます。

当サブ・ファンドは、ヘッジ目的およびキャッシュ・フロー管理目的（例えば、エクイタイゼーション）で、金融デリバティブ商品を利用する場合があります。ただし、当サブ・ファンドは、投資目的で金融デリバティブ商品を大規模に利用することはしません。当サブ・ファンドが利用を認められている金融デリバティブ商品には、先物取引および為替先渡取引（ノンデリバラブル・フォワードを含む。）が含まれますが、これらに限定されません。金融デリバティブ商品は、当サブ・ファンドが投資する他の商品に組み込まれている場合もあります。金融デリバティブ商品は、効率的なポートフォリオ運用の目的で利用する場合もあります。

当サブ・ファンドは、純資産の29%を限度として証券貸付取引を行うことができますが、これは25%を超えることはない予想されます。

当サブ・ファンドは、アクティブ運用であり、ベンチマークに追随しません。当サブ・ファンド

当サブ・ファンドは、アクティブ運用であり、ベンチマークに追随しません。当サブ・ファンドは、参照ベンチマークであるS&P/IFCI India Grossを上回る運用成績を達成することを対内的または対外的目標とします。

投資顧問会社は、アクティブ投資運用戦略と特定の投資機会に基づき、参照ベンチマークに含まれない銘柄の証券に投資する裁量権を行使します。参照ベンチマークの構成銘柄が当サブ・ファンドの投資のかなりの割合を占めることが予想されますが、各銘柄の比重は参照ベンチマークとは大きく乖離する可能性があります。

ベンチマークとの乖離は、銘柄レベルおよび業種レベルでの監視を含む包括的なリスク管理の枠組みの中で監視されます。

ベンチマークに対する当サブ・ファンドのパフォーマンスの乖離も監視されますが、定められた範囲内に制限されるわけではありません。

は、参照ベンチマークを上回る運用成績を達成することを対内的または対外的目標とします。

投資顧問会社は、アクティブ投資運用戦略と特定の投資機会に基づき、参照ベンチマークに含まれない銘柄の証券に投資する裁量権を行使します。参照ベンチマークの構成銘柄が当サブ・ファンドの投資のかなりの割合を占めることが予想されますが、各銘柄の比重は参照ベンチマークとは大きく乖離する可能性があります。

参照ベンチマークとの乖離は、銘柄レベルおよび業種レベルでの監視を含む包括的なリスク管理の枠組みの中で監視されます。

参照ベンチマークに対する当サブ・ファンドのパフォーマンスの乖離も監視されますが、定められた範囲内に制限されるわけではありません。

債券サブ・ファンド (SFDR第6条サブ・ファンド)

グローバル・エマージング・マーケット・ボンド

| 変更前 | 変更後 |
|-----|-----|
|-----|-----|

当サブ・ファンドは、主として、世界中の新興国市場に登記上の事務所を有する企業によって主に米ドル建て発行されている、または新興国市場の政府、政府機関、準政府事業体、国家支援企業、地方・地域政府（州、省、県、市等の地方行政区の政府および政府事業体を含む。）ならびに国際機関によって発行または保証されている、投資適格または非投資適格の格付を有する確定利付証券（例えば債券）およびその他類似証券へ分散されるポートフォリオからのトータル・リターンを目的として投資します。

当サブ・ファンドは、純資産の10%超30%以下を、非投資適格に格付された単一のソブリン発行体により発行または保証された有価証券に投資することができます。これは、当サブ・ファンドの参考ベンチマークであるJP Morgan EMBI Global Diversifiedが非投資適格の格付を有するソブリン発行体を含む場合があることによるものです。投資顧問会社は、特定の非投資適格ソブリン発行体に投資すること、および/または特定の非投資適格ソブリン発行体を（参考ベンチマークに関連して）オーバーウェイトすることを決定できません。

当サブ・ファンドのポートフォリオに含めることを検討する発行体は、HSBCアセット・マネジメントの責任投資方針に従って「除外事業」（随時、変更されることがあります。）に従事していないことを条件とします。詳細は、後記「3. 投資リスク、（ロ）サステナビリティ・リスクの投資決定への統合およびSFDR原則 - HSBCアセット・マネジメントの責任投資方針」に記載されています。

当サブ・ファンドが純資産の30%を限度として投資できる非投資適格ソブリン発行体は、信用格付の変更、当サブ・ファンドのベンチマーク・ウェイトの変更、投資顧問会社の決定による、特定のベンチマーク構成銘柄に対する当サブ・ファンドの純資産の配分割合の引上げまたは引下げ、および/または市場動向の結果、随時変更されることがあります。

中国オンショア確定利付証券への投資には、中華人民共和国（以下「中国」という。）の国内で発行され、中国インターバンク債券市場（CIBM）で取引される人民元建てのオンショア確定利付証券が含まれますが、これに限定されません。当サブ・ファンドは、ボンド・コネクトおよび/またはCIBMイニシアチブを通じてCIBMに投資することができます。当サブ・ファンドは、純資産の10%

当サブ・ファンドは、主として、世界中の新興国市場に登記上の事務所を有する企業によって主に米ドル建て発行されている、または新興国市場の政府、政府機関、準政府事業体、国家支援企業、地方・地域政府（州、省、県、市等の地方行政区の政府および政府事業体を含む。）ならびに国際機関によって発行または保証されている、投資適格または非投資適格の格付を有する確定利付証券（例えば債券）およびその他類似証券へ分散されるポートフォリオからのトータル・リターンを目的として投資します。

当サブ・ファンドは、純資産の10%超30%以下を、非投資適格に格付された単一のソブリン発行体により発行または保証された有価証券に投資することができます。これは、当サブ・ファンドの参照ベンチマークであるJP Morgan EMBI Global Diversifiedが非投資適格の格付を有するソブリン発行体を含む場合があることによるものです。投資顧問会社は、特定の非投資適格ソブリン発行体に投資すること、および/または特定の非投資適格ソブリン発行体を（参照ベンチマークに関連して）オーバーウェイトすることを決定できません。

当サブ・ファンドのポートフォリオに含めることを検討する発行体は、HSBCアセット・マネジメントの責任投資方針に従って「除外事業」（随時、変更されることがあります。）に従事していないことを条件とします。

・**禁止兵器** - 当サブ・ファンドは、一部の国際条約によって禁止されている兵器の開発、製造、使用、保全、販売、流通、輸出入、保管または輸送に~~関与していることが確認された、または関与していることが強く示唆されている~~とHSBCが判断した発行体を除外します。

HSBCが当該関与の可能性を特定した場合、当サブ・ファンドのポートフォリオから当該発行体を除外すべきか否かを判断するため、当該発行体のESGデューデリ調査を行う場合があります。

禁止兵器には、対人地雷、生物兵器、失明を引き起こすレーザー兵器、化学兵器、クラスター爆弾および検出不可能な破片による人体殺傷兵器が含まれます。

・**発電用石炭1（拡大事業者）** - HSBCがサーマルコール（一般炭、発電用に使用される石炭）の生産の拡大に関与しているとHSBCが判断した発行体による新規株式公開（IPO）または債券の発行による資金調達には参加しません。

当サブ・ファンドが純資産の30%を限度として投資できる非投資適格ソブリン発行体は、信用格付の変更、当サブ・ファンドのベンチマーク・ウェイトの変更、投資顧問会社の決定による、特定のベンチマーク構成銘柄に対する当サブ・ファンドの純資産の配分割合の引上げまたは引下げ、および/または市場動向の結果、随時変更されることがあります。

中国オンショア確定利付証券への投資には、中華人民共和国（以下「中国」という。）の国内で発行され、中国インターバンク債券市場（CIBM）で取引される人民元建てのオンショア確定利付証券が含まれますが、これに限定されません。当サブ・ファンドは、ボンド・コネクトおよび/またはCIBMイニシアチブを通じてCIBMに投資することができます。当サブ・ファンドは、純資産の10%を限度として、地方行政区分の政府、企業および

を限度として、地方行政区分の政府、企業および政策銀行等により発行された中国オンショア債券に投資することができます。

当サブ・ファンドは、その純資産の10%を上限として、転換証券(偶発転換証券を除く)に投資することができます。

当サブ・ファンドは、純資産の15%を上限として偶発転換証券に投資することができます。

当サブ・ファンドは、純資産の10%を限度として、UCITSおよび/またはその他の適格UCI(HSBCグローバル・インベストメント・ファンドの他のサブ・ファンドを含む。)の受益証券もしくは株式に投資することができます。

当サブ・ファンドは、既存の組入銘柄に影響を与えるコーポレート・アクション(破産、再編を含みますが、これらに限定されません。)の結果として(またはそれに関連して)受領した株式および株式関連証券(ワラント、転換株式および優先株式を含みますが、これに限定されません。)を保有することができます。

また当サブ・ファンドは、財務目的で、銀行預金、短期金融市場商品またはマネー・マーケット・ファンドに投資することができます。

当サブ・ファンドは、ヘッジ目的と効率的ポートフォリオ運用目的で、金融デリバティブ商品を利用する場合があります。また当サブ・ファンドは、投資目的で金融デリバティブ商品を利用することができますが、大規模に利用することはできません。当サブ・ファンドが利用を認められている金融デリバティブ商品には、先物取引、オプション取引、スワップ取引(クレジット・デフォルト・スワップおよびトータル・リターン・スワップなど)および為替先渡取引(ノンデリバブル・フォワードを含む。)が含まれますが、これらに限定されません。金融デリバティブ商品は、当サブ・ファンドが投資する他の商品に組み込まれている場合もあります。

当サブ・ファンドは、純資産の10%を上限として、トータル・リターン・スワップに投資することができますが、5%を超えることは想定されていません。

当サブ・ファンドは、純資産の29%を限度として証券貸付取引を行うことができますが、これは25%を超えることはないと予想されます。

当サブ・ファンドは、アクティブ運用であり、ベンチマークに追随しません。当サブ・ファンドは、参照ベンチマークであるJP Morgan EMBI Global Diversifiedを上回る運用成績を達成することを対内的または対外的目標とします。

投資顧問会社は、アクティブ投資運用戦略と特定の投資機会に基づき、参照ベンチマークに含まれない銘柄の証券に投資する裁量権を行使します。参照ベンチマークの構成銘柄が当サブ・ファンドの投資のかなりの割合を占めることが予想されますが、各銘柄の比重は参照ベンチマークとは大きく乖離する可能性があります。

ベンチマークに対する当サブ・ファンドのパフォーマンスの乖離は監視されますが、定められた範囲内に制限されるわけではありません。

政策銀行等により発行された中国オンショア債券に投資することができます。

当サブ・ファンドは、その純資産の10%を上限として、転換証券(偶発転換証券を除く)に投資することができます。

当サブ・ファンドは、純資産の15%を上限として偶発転換証券に投資することができます。

当サブ・ファンドは、純資産の10%を限度として、UCITSおよび/またはその他の適格UCI(HSBCグローバル・インベストメント・ファンドの他のサブ・ファンドを含む。)の受益証券もしくは株式に投資することができます。

当サブ・ファンドは、既存の組入銘柄に影響を与えるコーポレート・アクション(破産、再編を含みますが、これらに限定されません。)の結果として(またはそれに関連して)受領した株式および株式関連証券(ワラント、転換株式および優先株式を含みますが、これに限定されません。)を保有することができます。

また当サブ・ファンドは、財務目的で、銀行預金、短期金融市場商品またはマネー・マーケット・ファンドに投資することができます。

当サブ・ファンドは、ヘッジ目的と効率的ポートフォリオ運用目的で、金融デリバティブ商品を利用する場合があります。また当サブ・ファンドは、投資目的で金融デリバティブ商品を利用することができますが、大規模に利用することはできません。当サブ・ファンドが利用を認められている金融デリバティブ商品には、先物取引、オプション取引、スワップ取引(クレジット・デフォルト・スワップおよびトータル・リターン・スワップなど)および為替先渡取引(ノンデリバブル・フォワードを含む。)が含まれますが、これらに限定されません。金融デリバティブ商品は、当サブ・ファンドが投資する他の商品に組み込まれている場合もあります。

当サブ・ファンドは、純資産の10%を上限として、トータル・リターン・スワップに投資することができますが、5%を超えることは想定されていません。

当サブ・ファンドは、純資産の29%を限度として証券貸付取引を行うことができますが、これは25%を超えることはないと予想されます。

当サブ・ファンドは、アクティブ運用であり、ベンチマークに追随しません。当サブ・ファンドは、参照ベンチマークであるJP Morgan EMBI Global Diversifiedを上回る運用成績を達成することを対内的または対外的目標とします。

投資顧問会社は、アクティブ投資運用戦略と特定の投資機会に基づき、参照ベンチマークに含まれない銘柄の証券に投資する裁量権を行使します。参照ベンチマークの構成銘柄が当サブ・ファンドの投資のかなりの割合を占めることが予想されますが、各銘柄の比重は参照ベンチマークとは大きく乖離する可能性があります。

ベンチマークに対する当サブ・ファンドのパフォーマンスの乖離は監視されますが、定められた範囲内に制限されるわけではありません。

(2) 変更の理由

その他のサブ・ファンドにおける投資目的、投資戦略および投資方針の変更は、ファンドの責任投資方針および各サブ・ファンドのSFDR上の分類に応じて適用される投資除外事業を反映し、記載を明確化するために行われたものです。

本変更は、専ら記載の明確化の目的で行われたものであり、各サブ・ファンドの運用方法または各サブ・ファンドの投資対象を変更するものではありません。また、各サブ・ファンドのリスク特性全般、各サブ・ファンドに関する報酬および費用に変更はありません。

(口) 当該変更の年月日

2026年1月5日